

Title	キリスト教のマカオ駐在財務担当パードレ(中)
Sub Title	On the Father procurator, stationed at Macao, of the early Catholic Church in Japan (II)
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1984
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.54, No.1 (1984. 8) ,p.1- 36
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19840800-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キリストン教会のマカオ駐在財務担当パードレ(中)

高瀬弘一郎

2 帳簿・会計報告の記入

プロクラドールは、その職掌からといって、当然帳簿・会計報告の記入が義務付けられていた。まず帳簿であるが、ヴァリニヤーの作成した規則によると、一、毎年日本に送付することになると、日本イエズス会士のための補給物資および商品の数量と品質を記載しておく。これは、⁽¹⁾プロクラドールがそれらの品物を適宜良い条件で購入するためである。二、⁽²⁾プロクラドールは、日本のかね(銀のこと)・金を金庫に保管し、そこには帳簿も入れておいて、その金庫からの出納を記載する。三、⁽³⁾さらにこれとは別の帳簿を持し、収入・支出の明細を記する。四、また、ポルトガル・インド・マラッカ・マカオにおいて日本イエズス会が所有するレンダや各種給付金について帳簿に記入する。そのために、ゴア駐在プロクラドールとマラッカ駐在プロクラドールからマカオに送られて来たものであった。すなわち、これらの会計報告によって日本イエズス会関係者は、日本管区の経済状態を、インドに、ゴアのコレジオとマラッカのコレジオの日本イエズス会に対する負債についても記入する。以上プロクラドールは、四種の帳

簿に記載することが規定されていた。

次に、これらの帳簿の記入に基づく会計報告の作成についてであるが、プロクラドールは毎年日本イエズス会の收支会計報告を作成し、プロクラドールが駐在するコレジオの院長とともに、それに署名することになっていた。そして船便あり次第、毎年その写しを日本に送付するよう指示されていた。⁽⁵⁾日本にはこれだけではなく、ゴア駐在プロクラドールとマラッカ駐在プロクラドールから送られてきた日本イエズス会の収支会計報告をも送付するよう定められていた。⁽⁶⁾すなわち、ヴァリニヤーノの作成した規則によると、プロクラドールは都合三種の会計報告を、日本に送ることになっていた。内一種は彼自身の作成になるもの。他の二種は、ゴア駐在プロクラドールとマラッカ駐在プロクラドールからマカオに送られて来たものであった。すなわち、これらの会計報告によって日本イエズス会関係者は、日本管区の経済状態を、インド・マラッカ・マカオと広い地域にわたって、詳細に把握することが出来たわけである。⁽⁷⁾

右はプロクラドールの規則に定められているところであるが、この通常の務めとは別に、臨時に必要あってプロクラドールは会計報告を作成する場合があった。例えば、一六〇六年二月六日付マカオ発、カルヴァーリヨのイエズス会総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「ヴァリニャーノは死亡する何日前に、このコレジオの諸事を整えるのに非常に尽力し、それを為し遂げた。そして日本のプロクラドール職のすべての会計報告を完結させた。イエズス会に残っている資産が分るようにするためであつた。」

これは、ヴァリニャーノが死亡する直前に、プロクラドールの

管理する日本イエズス会の資産および財務内容を明確にしておきたい、という気持から、当時のプロクラドールに命じて作らせたものであろう。因に、ヴァリニャーノは一六〇六年一月二〇日マカオで死亡した。⁽⁹⁾ 彼は死亡する三日前の一月一七日付で遺言状を作成している。そしてその中でプロクラドールの会計報告の件を取り上げている。次の通りである。

「この準管区を維持するのには莫大な経費を要し、多数のカーザと人員を擁しているにも拘らず、確実なレンダも資産も持たないでの、全体の上長たちは、この管区の有するその僅かな資産を維持することに、細心の配慮をする必要がある。というのは、それを使いきってしまったら、危機に陥ることは極めて確かであり、

明白なことだからである。去る一二月私は、日本の会計のものもシナのこのコレジオとレジデンシアの会計のものも、当シナにいるプロクラドールの手中に管理されている、この準管区の有する

すべてのものの会計報告を作った——もしも主がそれを為し遂げさせて下さるなら。さらに、現在このプロクラドール職が支出しつつある、通常のそして臨時の経費について、同職が有するものの会計報告も作つた。すべてがこれらの会計報告の中に特に記されており、その写し一通は私の事務所に、今一通は私のプロクラドールの手中にあって、それによつて、これらの内の各部門が有するもののすべてが分る。それ故、この管区の利益とその維持のために、私が与えた命令に従つて諸事が行われるようにしてもらいたい旨、私はこの管区の上長に対し、ただひたすら懇請するばかりである。」⁽¹⁰⁾

右の遺言状の一節によつて、次の事実が分る。先のカルヴァーリヨの書翰に見えていたように、ヴァリニャーノは死亡する直前の一六〇五年一二月に、プロクラドールの管理する全資産についての会計報告と、プロクラドールが出費するすべての経費に対して、同プロクラドールが有する資産・収入のすべての会計報告とを作成した。このようにして、彼は死亡する直前に、プロクラドールが直接間接に関わる資産と収支の全貌を把握したわけである。そしてそれを知つた上で、彼はそれ迄に彼自身が指示し、進めて来た日本準管区の経済面の方針は、そのまま今後も継続すべきであると判断し、その旨遺命を準管区長に与えた。

3 捄 給

プロクラドールは、日本にいる上長からの指示に基づいて、日本イエズス会の共通の必需品や個々のカーザに要する特別の必需品を補給するよう、定められていた。⁽¹¹⁾ とくに、通常日本に送られ

る物資については、隨時日本からの要求に応じることが出来るよう、いつも帳簿に記しておいて、適宜好条件で購入するよう命ぜられていた。⁽¹²⁾ また、日本管区の会員に支給することになつて、その衣服・装飾品等については、その目録を所持していて、それに基づいて支給を適正に行うよう、指示を受けていた。

右は日本イエズス会に対する補給であるが、プロクラドールはささらに、マカオから日本に渡る会員に対し、その旅が順調に行われるよう、必要な措置を講じる任務をおびていた。すなわち、マカオから日本に渡る会員が、船中必要な食糧に事欠かないよう、命ぜられていた。⁽¹⁴⁾ そしてその食糧の目録を所持し、適正に支給するよう指示されていた。⁽¹⁵⁾

4 連絡

日本教会とヨーロッパの本部やインド等をつなぐ交通の要地マカオに駐在するプロクラドールは、当然これら各地の間を連絡する重要な任務をおびていた。すなわち、プロクラドールは、印度から日本に、また日本から他の地に送られる書翰その他の物を、すべて確実に送るよう命ぜられた。⁽¹⁶⁾ ヴィエイラの規則では、この点についてさらに細部にわたって規定している。すなわち、インド・ヨーロッパ・マニラ・日本向けの書翰とその写しとを、常に適時確実に船積みすることが命ぜられた。⁽¹⁷⁾

次に、このような他人の書翰の伝達のみでなく、プロクラドール自身に課せられた連絡事項・要望事項がきまつっていた。まずプロクラドールは、毎年ゴア駐在プロクラドールに、シナ布教に携わっている会員数と日本布教に携わっている会員数を記した文書

を、夫々四便送るよう定められていた。一便是ゴアにおき、三便是本国に送るためであつた。これは、マカオのコレジオに日本管区最高の上長がいれば彼が、またいなければコレジオの院長の名で送られるものではあつたが、プロクラドール自身それを確實に送付するよう義務付けられていたわけである。⁽¹⁸⁾ また、管区最高の上長またはコレジオの院長を介してインドの教俗関係者に対し、本国政府に向けてイエズス会のために弁じてもらうよう尽力するのも、プロクラドールの任務であつた。⁽¹⁹⁾ さらに長崎駐在プロクラドールに対して、毎年パンカダ外で日本に送るイエズス会の生糸について、マカオ市当局ととりきめたことを書き送るよう、義務付けられていた。⁽²⁰⁾

四

プロクラドール関係の指揮系統について、触れてみたい。この点について、規則には、プロクラドールは駐在するカーザの上長、すなわちコレジオの院長の服務規定に服さなければならないが、日本の諸事についてはすべて規則に基づいて行い、同院長はそこに一切介入してはならない、と定められている。もつとも、プロクラドールは同上長に対し、職務全般について報告することを義務付けられていた。⁽²¹⁾ しかし、それでは同上長が日本の問題に関与することが全くありえないかというと、そうではなく、規則によると、その必要も生じた。すなわち、日本の問題は勿論日本の上長の指示に従つて行わねばならないが、日本の上長の意向が不明な場合は、マカオの上長の主宰により、プロクラドール・常任の

顧問たちによる協議会を開いて、その問題について協議し、そして最終的に上長は、日本の上長の意向に即していると思われる線で裁決を下さねばならなかつた。⁽²²⁾ このようにプロクラドールは、日本の問題を扱う業務に関しては、あく迄日本の上長に服し、マカオのコレジオの院長等にはそこに関与させないことになつていて、日本の上長からの指令が満足に伝達されない場合は、修道会組織上、マカオの上長が日本の上長の意向の枠を出ない範囲で、プロクラドールを指揮したわけである。

さらに、コレジオ院長とプロクラドールとの関係について、細

部にわたつて言えば、プロクラドール・同伴イルマンは外出する際、その行先を院長に断る必要はなく、⁽²³⁾ プロクラドールは、自分や同伴イルマン宛の書翰は、院長に無断で開封して読んでよく、⁽²⁴⁾ また、外部からのプロクラドール宛の進物も、院長に無断ですべて受け取つてもよかつた。⁽²⁵⁾ これらの規定から明らかなように、プロクラドールはコレジオに駐在してはいたが、他の会員たちとは全くそこの立場を異にし、指揮系統としては大部分日本の上長に服従し、コレジオ院長に服属する部分は極く限られていた、と言つてよい。それも、プロクラドールがそこに配置されている目的を考えれば、当然のことと言えよう。

一六〇五年九月一五日長崎において、司教セルケイラ以下全部で一三名のイエズス会士が出席して開かれた協議会の記録に、次のように見えている。

「日本の物質的維持については、すべてマカオにいるプロクラドールによって、マカオで業務が行われるのであるから、もしも

コレジオが日本に従属していないと、上述のプロクラドールはその業務において好都合にならないどころか、ゴアに駐在する日本のプロクラドールに生じているように、彼を妨害することになる。というのは、上長はそれ程日本の諸事に心を痛めはしないからである。というのは、それらは彼の管轄に属さないからである。丁度日本がインドに従属していても、インドのパードレたちが日本の諸事にそれ程心を痛めたりしないのと同じである。そしてそのため、日本にとって非常に大きな弊害が生じることである⁽²⁶⁾。」

総会長アクラヴィーヴァは、一六〇三年一月一三日付書翰で、マカオ・マラッカ・モルッカを一つの準管区とした方が、布教活動を進める上でよいのではないか、との見解を示した。すなわち、それ迄はインド管区がインド北部・インド南部・日本の三準管区に分れ、シナは日本準管区に含まれていたが、これに加え、さらには今一つの準管区を作ろうという構想である。それに対して、この問題を検討して、それが実行に移された場合却つて弊害が大きい、として、その案に反対する結論を出したのが、右の協議会である。そしてその反対の理由の一つとして、右に引用した一節にあるように、もしもこれが実現すると、マカオのコレジオは日本準管区から分離し、しかもその準管区長なりコレジオ院長なりが日本の問題に関心を示さなくなるので、そこに駐在するプロクラドールが業務を進める上で妨げになるであろう、という点が指摘されている。前述の、プロクラドールが日本の問題を扱う際には院長は介入出来ない、とした会の定めとは矛盾する感のある主

張のようではあるが、日本とシナ（マカオを含む）とが、修道会組織上現状以上に分離独立した立場になると、マカオのコレジオに駐在するプロクラドールの職務に支障をきたしはせぬか、といった懸念が生じたのも尤もである。

プロクラドールの職務に対するコレジオ院長の関与の仕方についてであるが、ヴァリニヤーノの署名がある「次の忠告は、ただコレジオの院長のためだけのものである」と題する文書（一七世纪冒頭か）に、マカオのコレジオ統轄の目的の一つとして、次のように記されている。

「第三は、日本の物質的救済を担当するプロクラドールを、出来るだけ援助することである。その救済〔物資〕はすべてこの港から日本に送られる。日本のすべてのカーザの維持のみでなく、日本キリスト教界の精神的教化のすべても、彼に依存しているのであるから、このコレジオの院長は、日本固有の要員・メンバーとして、日本の資産を充分準備し増大させるべく、プロクラドールが尽力していることすべてにわたって、彼を援助すること。」

このように、日本イエズス会の経済的運営の重要な一翼を担っていたプロクラドールの活動に対し、コレジオ院長は、同じ日本準管区の一員として無関心であることは許されず、彼に然るべき支援を与えることが要求されていた。文書には、右の第三点について、さらに次のように記述されている。

「日本への物質的補給に努めるプロクラドールを援助することを取り上げて、その理由については、このコレジオの維持と拡大のみでなく、日本のイエズス会とキリスト教界の全体も、日本

本の資産の物質的補給・維持・増大に依存している、ということを理解しなければならない。もしもこの資産が欠けては、日本においてカーザを維持することも、当地的コレジオを維持することも不可能となろう。したがってその院長は、日本の管区長および主要なメンバーとして、コレジオ自体の資産と同様に、否それ以上に日本の資産を維持し、増大させるように努めねばならない。というのは、コレジオは日本の資産に依存しているからである。それ故、日本のプロクラドールが市参事会員たち・被選人たち・航海のカピタンたちとの間で、難儀や争論に直面するような場合には常に、また日本の資産の利と増大のため、および日本に送らねばならない品物や補給物資を送るために、行われる買付けや分配において、同コレジオの諸事にわたって「院長は」彼を援助し、あらゆる好意を施すこと。」

すなわち、日本イエズス会の資産は単に日本教界のみの問題ではなく、コレジオにも重要な関りがあるので、その院長は、日本イエズス会の経済基盤の拡充に心を配ることが義務付けられ、そして、マカオにあってその日本イエズス会の経済活動を担う立場にあつたプロクラドールに対しては、充分な援助を行うよう命ぜられていたことが分る。プロクラドールの日本関係の業務に対し、院長は統轄・決定する権限は有しなかつたが、そうかといつて無関心でいることは許されず、プロクラドールの活動を支援することが義務付けられていたわけである。

次に、プロクラドールはコレジオに駐在してそこに事務所を持つていたところから、コレジオそのもののプロクラドールをも兼

ねることもありえた。その場合の職掌に関して、ヴァリニャーノの同前文書には、次のように記されている。

「就中、日本のプロクラドールに関する事は、単にその職務を妨げることをしないで、彼が適切なことを行う限り、彼が不満をもつて暮さないようにする許りでなく、副院長も自分と同じように行動させるよう、大いに尽力せねばならない。そして、彼が日本の諸事や諸業務についての奉仕や準備のために有する従僕たちを、彼のために働かせないのみでなく、コレジオのその他の従僕たちを使って、彼に援助を与えること。そしてその他すべてにおいて、私が日本のプロクラドールのために作った規則を遵守すること。彼はまた、コレジオのプロクラドールにもなりうるとはいえ——それは日本の諸業務を損わないで、それを務めることができることからであるが——彼の主な任務は、日本の諸業務をよく処理し、行うことであり、それについては、他の何人も妨げてはならない、ということを了解すること。」

この記述により、プロクラドールがコレジオのプロクラドールをも兼務することがありえたことが分るが、その場合でも、彼の主たる任務は、日本教界のための経済活動にある旨、指示を受けていたわけである。

プロクラドールの日本関係の職務とコレジオ院長との関りについては、ヴァリニャーノの同前文書に、さらに次のように記されている。

「同じ理由により、プロクラドールは、その他の人々とともにコレジオの院長に従属し、服従することになっているが、日本の

貿易や諸事に属することに関しては、常に日本から彼に命ぜられることを行うように。全般にその業務については、院長に報告しなければならないが、日本のためによりよいと考えるところに従つて、適時彼の業務を行い処理することが出来るだけの自由を持たねばならない。そして、契約の正当性や生じうるその他の諸事に関して、困難があるならば、院長に伝えて適宜その勧告と導きを受けねばならない。常に日本のより大なる利益を図ること。何人かがこの貿易について不満を抱き、これが原因で躊躇を受けるべきではない。常に日本の物質的救済を除く興味と感情を満足させることを図つて、日本の物質的救済を除くような動きをするのを許さないよう、注意せねばならない。というのは、日本でもこのコレジオでも、この貿易なしでは維持出来ないことは、明白だからである。その貿易は、そうする外如何ともしがたいので、総会長と教皇聖下の許可をえて行われているのである。」

すなわち、ここにおいてもプロクラドールは、日本関係の仕事については、日本から与えられる指令に従うべきこと、日本の利益を図り、そのために適宜院長とは独自の立場で職務を行う特権を有すること、が明記されている。しかもそれに加えて、貿易が日本イエズス会の重要な財源であること、それが必要やむをえぬものであるからこそ、教皇とイエズス会総会長の許可をえているのだということを強調し、くれぐれもこの貿易を廢するような動きに与してはならない旨、指示を与えていた。このことは取りも直さず、当時マカオにおいて、日本イエズス会の商業活動に対し、イエズス会の内外から激しい非難の声が上っていて、プロク

ラードールが兎角その矢面に立たされたことが多かつたことを物語るものであろう。

ところで、プロクラードールが行う職務の内、日本の問題については、コレジオの院長は上長としての権限をもつて容喙することは出来ない、という規定についてであるが、これは、プロクラードールが日本イエズス会の管理運営の必要上、マカオに配置されているのであるから、いわば当然の定めだと見える。しかし、プロクラードールの主たる任務が日本イエズス会の経済運営にある以上、その経済運営そのものが内部で批判を呼ぶようになると、その批判はどうしてもプロクラードールの行動に向けられ勝ちになら、さらに、日本関係を扱うものである限りコレジオ院長は容喙出来ない、という修道会組織のあり方そのものが問われることになつた。例えば、カブラルは一五八四年一〇月六日付マカオ発、イエズス会総会長宛て書翰の中で、とくに当時プロクラードールを務めていたアンドレ・ピントの経済活動を取り上げ、彼が商業行為に余りに深く関わっていることを問題にした上で、次のように記している。

「〔巡察師ヴァリニヤーノは〕彼に多くの特権を与え、このカーザの院長の命令に服する義務を免除した。私は、それがどの程度のものか、その職務にとって固有のものなのか、それがイエズス会の名声のために適切なものであるかどうか、知らない。」

プロクラードールのアンドレ・ピントが、マカオや広東で日本イエズス会の財源調達のために活発に商業活動を行い、それが余りに露骨な振舞に及んだために、イエズス会全体の信用に關わるよ

うな状況となり、マカオ・イエズス会の間でこれに批判の目を向ける者がいたにも拘らず、日本に関する件だという理由で、コレジオ院長がこれに容喙出来ない、という組織のあり方を問題にする声が上ったのも当然のことであろう。

一五九六年一二月一七日付ゴア発、カブラルの総会長宛て書翰には、この点がさらに強調されている。

「日本のプロクラードールであるペードレ・ミゲル・ソアレスは、コレジオの中にこの取引のために充てられたカーザを持ち、そこでは商品の出し入れやシナ商人たちの出入りが行われている。彼らは露骨な商業行為をするためにやって来る。上述のバルテザール・コエリョは私に次のように言つた。同ペードレ「ソアレス」は自ら店に行って商業活動を行う。自分はイエズス会に対して抱いていた愛の故に、時折それについて彼「ソアレス」に忠告を与えて、彼に代つて自分の名前でそれを行なつてもよい、と申し出た、と。さらに彼「コエリョ」は私に言つた。ペードレたちは、これらのこととに恥かしい思いをしている。ペードレ・ドゥアルテ・サンデ・サンデとペードレ・フェルナン・マルティンスは、時折涙を流して自分に歎いた。というのは、それに対して手の打ちようがないからである。なぜなら、商業活動に關することについては、院長が一切彼「プロクラードール・ソアレス」と交渉を持つことが出来ないように、そしてそれについては、彼「ソアレス」が従属した立場とならないように、ペードレ・アレッサンドレがペードレ・ミゲル・ソアレスに自由を与えてしまつたからである、と。」すなわち、プロクラードールのミゲル・ソアレスによつて行われ

た露骨な商業活動に対し、イエズス会員の間で批判が強かつただけに、プロクラドールが日本のために商業行為を行う以上、院長

といえども一切そこに干渉することが出来ないよう、ヴァリニャーノが特権を与えたこと 자체が非難的になつてゐる。一五九六年一二月一〇日付ゴア発、カブラルの総会長補佐宛て書翰にも、右と略同文が記されている。なお、院長にも容喙出来ないこの指揮系統のあり方を歎いた会員として、特に名が挙げてある二人の内、ドゥアルテ・デ・サンデは一五九〇年以後コレジオ院長を務めていた。⁽³⁶⁾

プロクラドールが日本の問題については日本イエズス会の最高の上長の指揮下に入り、コレジオの院長の統轄に服さないでもよいという特権を有した、ということは、カブラルが指摘する点だけでなく、それとは多少異質な波紋をまき起すことになった。日本管区長コーゴスは、一六一九年九月二五日付長崎発総会長補佐宛て書翰の中で、巡察師ヴィエイラが管区長たる自分に不信感を抱き、悪意を持っている旨詳記している中で、次のように書いている。

「今日私が、日本やマカオのプロクラドール事務所について、およびインドとポルトガルに駐在するわれわれのプロクラドールのプロクラドール事務所について何も知らない、というような事態はここから生じている。この点で私は白紙の状態である。そのため、この件について私は何も総会長に書き送らない。今年シナから届いたあらゆる物は、パードレの間に配られるのを常とするキリストの面像やコンタスのロザリオに至る迄、彼のためという

名目でもたらされた。プロクラドールは私に短い挨拶状を送つてきた。

さらに同パードレは、マカオのプロクラドールおよびわれわれがインドを持つプロクラドールに対し、私が書き送ることには知らぬ振りをするように、また自分の明確な許可なしに、他の人々のみか私に対しても、頼まれたものを与えてはならない、と命じた。私はマカオの或るパードレに、パードレ・ロボ・デ・アブルウの「良心問題摘要」を写してくれるよう求め、必要な紙はプロクラドールが与えるであろう、その旨彼に書き送つたから、と言つてやつた。同プロクラドールは、巡察師がそれを禁じたので与えなかつた、と私に回答してきた。⁽³⁷⁾

この頃になると、巡察師は曾てのような広域を巡回視察するものとは性格が変つてきており、かなり長期にわたつて一ヵ所に常駐し、その教会を統轄する、という性格が強くなつた。そうなると、当然管区長との間に統轄権をめぐつて厄介な問題が生ずることになつた。右の書翰も、巡察師ヴィエイラと管区長コーゴスとの間の、日本イエズス会統轄の主導権をめぐる確執がその背後にあるわけであるが、それがプロクラドールに対する指揮系統をめぐつて、露骨に表面化したことをしてゐる。この場合、プロクラドールに対して巡察師ヴィエイラ一人が指導的立場に立ち、コレジオ院長どころか、肝心の日本管区長迄もプロクラドールに対する指揮系統から外される、といった不可解な様相を呈したようである。恐らく日本イエズス会の経済活動を保護しその利益を擁護したいという意図から、曾てヴァリニャーノが定めたことで

あらうが、プロクラドールは日本の問題では日本イエズス会の上長のみの指図を受ける、という規定は、後にこのような思わぬ混乱と弊害の原因となつたわけである。

五

すでに触れたように、プロクラドールはマカオのコレジオの中にプロクラドール事務所を持つた。一五九四年一月九日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰は、コレジオの建築上の構造について記述した後で、次のように続いている。

「このすべての上部に、日本のプロクラドール——彼はコレジオのプロクラドールでもある——が居住するためや、毎年日本に送られた生糸の大部分の品・綿布・反物^(ビエヌ)のすべてを別室に保管するためによく適した、非常に大きいカーザがある。そこは、何らコレジオ〔コレジオを内に擁する全体のカーザを指す〕の邪魔にならない、外部の人々やシナ人たちと話し合うのに大変都合がよい。」

すなわち、コレジオに隣接して、プロクラドールが居住する部屋や物資を保管する部屋を備えたプロクラドール事務所があつたことが分る。このプロクラドール事務所については、一六一八年九月一九日付日本発、フランシスコ・ヴィエイラの総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「〔今日は〕長崎の不名誉なプロクラドール事務所は、破壊されてなくなつた。またマカオのそれも同様で、この方は、パードレ・フランチエスコ・パシオが死ぬ前に残した指令に基づいて、新たに別の事務所を建てるために、崩れそそうになつていたのが破壊

された。私がマカオのコレジオを訪れた際、プロクラドール事務所はこののような状態であつたので、そのようなプロクラドール事務所は建ててはならないし、そういうた噂が立つてもいけない。コレジオの中の別の小さなカーザをこれに充て、あまり大きさにならないように処理することを、同コレジオに残した指令の一つとして命じた。そしてそれは守られている。⁽³⁹⁾」

この記述から次の事実が分る。

一、巡察師パシオは死亡（一六一二年八月三〇日）⁽⁴⁰⁾する前に、プロクラドール事務所の建替えを指令した。旧来のものはかなり老朽化していたようである。

二、その後、この指令に基づいて旧来の事務所が取り壊された。

その時期は不明であるが、巡察師ヴィエイラがコレジオを訪れた時には、すでにそれが毀されていたという。因に、ヴィエイラのマカオ到着は一六一六年七月である。⁽⁴¹⁾

三、これに対し、ヴィエイラは同事務所の新築を禁じ、コレジオの中にある小さなカーザを充てて、そこでプロクラドールが職務を行うよう指令した。そしてその命令が守られた。

ヴィエイラが事務所の新築を禁じた理由としては、従来とかくプロクラドールの商業活動に行きすぎが見られ、それが批判的になつていていたことに配慮した。当時日本イエズス会は多額の負債をかかえ、ヴィエイラ自ら経費を節減して負債の返済に尽力せねばならなかつた、等の事情を挙げることが出来よう。

このように、巡察師ヴィエイラの意思によって、プロクラドール事務所は新築されることなく、コレジオの建造物の一部をそれ

に利用することで済ませることにしたのであるが、その後、矢張りこれでは種々不都合が生じ、結局その数年後には、同事務所が建造されることになる。

一六二一年四月二十五日付マカオ発、ガブリエル・デ・マトス（コレジオ院長⁽⁴³⁾）の総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「ここで私は、日本のプロクラドール——パードレ・セバステイアン・ヴィエイラであるが——が出費に当つて気儘で、非常に大まかなのを目撃している。巡察師は、何人かの顧問の意見に反し——もつとも私はそれを是認した一人であったが——ここにプロクラドール事務所のためのカーザを一軒作るべきだと判断した。というのは、同パードレはコレジオの中にいたので、彼が取引をするシナ商人たちがその禁域を侵しただけではなく、彼は、コレジオにある僅かな部屋の内の四つと、外に財貨のためのいくつかの小さな建物を占有していたからである。しかし私は、このよう出來上った建物を作ることには賛成でなかつた。それは、出費を避けるためであり、また教化のためでもあつた。というのは、外部の人々はこのカーザを取引所と呼んでいるからである。もしも同パードレが、上部にわれわれの同僚たちをいれ、そこを廊下と名付けるように設計したならば、もつと妥当なものとなつたであらうし、現在有するような業務は生じなかつたであらう。巡察師は、この建築工事の管理と計画を、パードレ・セバステイアン・ヴィエイラに委ねた。彼は、われわれの同僚や私の知る外部の者の何人の忠告をも受けることなく、それを設計して作り上げた許りでなく、そのためにはかねに糸目をつけなかつた。そして

彼は大きな権限を握っているので、望み通り何でも出来た。何人かの世俗の者が、外部から同パードレに何がしか少額の銀を与えた、と巡察師が私に言つたのは眞実である。しかし、これは上に指摘した不都合な点を帳消にするものではない。というのは、これより小さい建物を作つたとしても、矢張り彼らは彼にそれを与えていたからである。作られたカーザは、奥行が内法で一二〇パルモ、壁はその各々の厚さが五「パルモ」なので、奥行は一三〇パルモになる。間口は五六「パルモ」、壁は五「パルモ」のままで、間口は五六「パルモ」になる。私がローマにいた時、聖マルコスの側のカーザ・プロフェッサで完成された大部屋まさにそのままの姿である。下の建物は非常に高い。一階とそして二階は本来の意味での階ではないが、今述べたそのカーザの大部屋において会議が行われる時のために、帮助修士ヘルマン・ヨアシム・アシストントーたちのための小部屋が恰も作られたようであつた。プロクラドールは、これらのカーザの中に、自分が住まうために、貴カーザにおける総会長補佐たちの小部屋よりもはるかに大きな小部屋を二つ持つている。彼の同伴者のイルマンは、同じ大きさの別の二つの小部屋を持つている。その他のすべての部屋と建物は、財貨のためのもので、神よ願わくは、われわれがそこを一杯にするだけのものを所有出来ますように。このコレジオの中で、このプロクラドール事務所のカーザだけが快適である。コレジオ全体では、神に対し慈悲の心を実践している。というのは、三二の小部屋に現在七四人のイエズス会士がいるからである。曾てはこれよりも大勢で、何人かの者は廊下で寝た程であった。⁽⁴⁴⁾」

右の史料によつて、プロクラドール事務所についていくつかの事実が分る。すなわち、同事務所は一貫してコレジオの中にあつたが、セバスティアン・ヴィエイラがプロクラドールであつた時、巡察師の指示でコレジオ内のプロクラドール事務所の建物が新たに建てられた。前述の通りヴィエイラは二度プロクラドールを務めており、第一回は一六〇六年末～一六〇七年初頃に就任し、一六〇八年末～一六〇九年初頃に辞任、二度目は一六一九年末に就任して一六二二年一月に辞任した。事務所の新築が行われたのは、右のマトスの書翰の記事内容から、ヴィエイラの二度目のプロクラドール在職のことであつたと考へてよい。そうだとすると、それを決定した巡察師は、ジエロニモ・ロドリーゲス（巡察師在職一六一九年一二月～一六二一年一〇月一四日）⁽⁴⁵⁾だといふことになる。新築を決めた理由は、プロクラドールと取引をするシナ商人たちが修院の禁域を侵すということと、ただでも手狭なコレジオ内で、さらにプロクラドール事務所のために広いスペースが割かれるのは困る、といった事情があつたようである。そのために、同じコレジオの敷地内ではあっても、事務所に来る商人たちが禁域を侵さないでもすむような、恐らく別棟のプロクラドル事務所がここで作られることになつたわけである。これにより、商人が修院禁域を侵すという大きな弊害は除去されたが、その反面、商人たちが今度は何の気兼ねもなしにそこに入出するようになった許りか、恐らく会員の方も、従前にくらべれば抵抗感なしにそれを眺めるようになつたのではないであろうか。そしてその結果が、この新しく出来たプロクラドール事務所を人々が

「取引所」と呼ぶ、というような風潮を生んだものであろう。この度の建築工事のために、何人かの世俗の者から寄附が寄せられたという。恐らくプロクラドールの商業活動と関係を持つ商人たちからの寄附とみてよいであろう。この建物の設計等建造に関する一切のことは、プロクラドールであるヴィエイラが巡察師から委ねられたといふ。そして、このようにして出来上つた新たなプロクラドール事務所は、奥行一三〇パルモ、間口五六パルモであった。一パルモは二二センチであるから、これは夫々二八・六メートルと一二・三メートルになる。これとは別に、二層から成る建物も作られたようである。これら新しいプロクラドール事務所において、プロクラドールはローマのイエズス会本部内の総会長補佐たちの部屋よりも大きな部屋を二つ、補佐イルマンも同じ大きさの部屋二つを持ち、その他の場所はすべて、財貨すなわち商品・補給物資の倉庫に充てられることになった。

一六二四年一一月一六日付マカオ発、マヌエル・ロペスの総会長補佐宛て書翰には、次のように記述されている。なおロペスは一六二二年一月二〇日～一七年一〇月一六日（死亡）の間マカオ・コレジオの院長であった。⁽⁴⁶⁾

「私の頭に浮ぶ第二の事だが、このコレジオの中に日本のプロクラドール事務所がある。これは二、三年前に作られた。そしてコレジオの中で最も良いカーザである。壁や共有の壁は公道に面し、われわれの教会の階段の近くにある。それらのカーザの中に、パードレ二人とイルマンが一人いる。その内の一人はシナのプロクラドールである。イルマンを持った今一人は日本のプロクラド

ールである。これらのプロクラドールは一人共、公然と取引と商業活動を行なつてゐる。日本のプロクラドールは日本やマニラに向けて取引をし、シナのプロクラドールもさうにその他の地域に向けて取引をするが、(判明するところによると)これは巡察師ジエロニモ・ロドリーゲスの承認なしに行われてゐるわけではない。彼は、予想されるところとは逆の説明を回答として与えてゐる。すなわち、尊師〔総会長補佐〕が御地から、総会長の命令は教会の命令以上のことを義務付けるものではない、等と書き送つて来るであろう、とのことである。当地では深刻な物質的窮乏にせまられていること、それに対する対策を講じなければならない、ということは、私にはよく分つてゐる。しかし同時に、このプロクラドール事務所において、プロクラドールたちに対し、巡察師が現在拘束しているより以上に拘束し、そして同事務所を現在ある場所から、コレジオ内にあるよりももっと秘密な別の場所に移すことを以つて、その対策とせねばならない、と私は了解する。というのは、人々がプロクラドール事務所の門を通つて教会に行き、その同じ門を荷包が運ばれるからである。その門は、コレジオの車のための門だからである。そしてそのために大層評判になつてゐる。⁽⁴⁷⁾

「取引所」と呼ばれたという新造間もないプロクラドール事務所を内に抱えた、コレジオの院長ロペスの書翰の一節である。右の記述によつて、この事務所には、日本のプロクラドール、シナのプロクラドール、日本のプロクラドールの補佐イルマンの三名が駐在してゐたこと、そしてこの二人のプロクラドール共公然と

商業活動を行なつていたこと、とくに日本のプロクラドールは日本とマニラに向けて貿易を行なつたこと、等を知ることが出来る。日本イエズス会がマニラ貿易を行なつたことは、別の史料からも確認出来る。⁽⁴⁸⁾前述の通り、院長は日本イエズス会の経済状態に対し無関心でいることは許されなかつた半面、プロクラドールが行う日本教界関係の職務には、上長としての権限をもつて容喙することとは出来ないよう規定されていた。そしてこのような規定が院長にとって不満があるとするなら、それは主としてプロクラドールの商業行為に対してであつた、ということとも容易に推測出来る。右のロペスの書翰も、プロクラドールの商業活動を強く批判することともに、彼に対して監督・命令権を有する巡察師ロドリーゲスがこれをもつと規制すべきこと、そしてさうに、プロクラドール事務所をコレジオ外のもつと人目につかない場所に移すべきこと、を主張している。とくに、出来上つた許りの事務所について、早くもこれを別の所に移転させるべきだとの意見が院長から出されたのは、注目すべきことと言える。前述のように、取引をしに来る商人たちが修院禁域を侵さないでもよい場所に事務所を新築したばかりに、商人たちのコレジオへの出入や商品の搬入搬出が却つて一層気兼ねなく行われるようになり、従前よりむしろ状態が悪化したとさえ言えるのではないであろうか。

六日付で日本管区顧問たちが総会長補佐に宛てた文書に、次のように記述されている。

「われにわれわれは、尊師がシナのプロクラドール職を日本に依存させることのないように要望する。すでに彼らの要請によつてそれは分離しているのであるから、日本のプロクラドールがシナの会員たちと交渉を持つのは、日本にとって不都合である。

Sochiva sochi, Cochiva cochi 「そちちはそちち、こちちはこち」。争いを避けるため、夫々独自にやるべきである。すでにシナは独自のプロクラドールを持っていて、シナの諸事を担当しているのであるから、彼を日本のプロクラドール事務所に置くのも適切でない。⁽⁴⁹⁾

日本イエズス会の資産がシナ・イエズス会に流出している現状に強い不満を表明し、そのような弊害を除いて、日本の資産の保全に配慮してくれるよう、要望している所の記事である。この当時のイエズス会組織としては、シナ教会は日本管区の下に従属していた。しかしプロクラドールについては、夫々独自のプロクラドールを持っていたわけである。右の文書によると、このプロクラドールの分離（すなわちシナ・イエズス会が独自にプロクラドールを持つこと）は、シナ教会側の要求で行われたようである。ところが、それにも拘らず、シナのプロクラドールが依然として日本のプロクラドールと関りを持ち、前者が後者に従属するが如き関係が続き、そして日本のプロクラドールがシナの会員と交渉を持つ、というような状態が見られたようである。日本イエズス会の側からすると、日本の資金がシナ教会に流出することが余り

に甚だしいと、このような事態も見過すわけにゆかず、両プロクラドールの職域を明確に分離独立させ、互に職掌の上で交渉のないようにすべきである、という要求が出て来る。そしてそのための具体的対策として、シナのプロクラドールが日本のプロクラドール事務所内に駐在して職務を行うことを止めさせるべきだ、という主張がここで表明されているわけである。

この問題と関連して、一六二三一年シナ・イエズス会が準管区に昇格し、日本管区から一應分れることになったが、その際シナ教会の側から、日本教会の財源の一部を割いてシナにまわしてもいい旨の要求が行われた。これに対し日本イエズス会は、一六二五年一月一六日付日本発、パシェコ外八人のパードレ連名の総会長宛て書翰によって、回答を与えた。そこでは、その要求を根拠のないものとして退け、代案として、シナ教会も商業活動によって日本とは別途に収入を図るべきであり、とくにその場合、シナ准管区も独自のプロクラドールを持つてゐるのであるから、彼の手でそれを行なうべきである、と強調している。経済面で日本教会がシナ教会のために侵害されることを強く警戒し、両教会の経済活動をはつきり区別するためには、まず夫々のプロクラドールの活動を区別することが肝要とされたわけである。すなわち、その書翰には次のように記されている。「シナのペードレたちは、マカオのコレジオに自分たちのプロクラドールを持つてゐる。彼が日本のプロクラドールとは別途に自分たちのすべての諸事をとり行なつて、日本のプロクラドールに投資を委ねないのがよい」⁽⁵⁰⁾「〔シナは〕すでに日本から分れて独立し、マカオに独自のプロク

ラドールを持っているのであるから、自分たちの取引は、そのプロクラドールの手で行うようにすべきである。⁽⁵²⁾」「マカオの妻帶者の数は増加しつつあり、定期航海に搭載する生糸から一定ピコ数をシナ準管区に割り当てることが、ますます困難になるに相違ない。それゆえ、この権利を手に入れることが比較的容易な今のうちに、それを獲得し、独自のプロクラドールを通してこの貿易を始めなければならない」⁽⁵³⁾

以上のように、同じ趣旨が繰り返し強調されている。

*

*

コレジオ内に居住し、事務所を持っていたプロクラドール自身や、その許で働くイルマン・従僕たちの経費であるが、これは日本イエズス会が負担したことは言うまでもない。前出ヴァリニヤーノのコレジオ院長に対する指令に、次のように記されている。「上述の「日本の」プロクラドールと彼が有する従僕たちは、日本の経費で衣食をまかなうものとする。すなわち、彼自身に、単に食費と適切と思われる従僕たちだけのために、毎年二五タエルを与えるものとする。そして、彼もその他の人々も、日本の経費で衣服をまかなうこと」⁽⁵⁴⁾

さらに、一六〇三年一〇月八日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰は、日本イエズス会の要する諸経費について記述してきた後で、次のように続いている。

「日本国内で毎年費されるこれらの経費の外に、ヨーロッパから当地に来る会員たちや、日本からローマに六年毎に派遣される管区代表、およびシナ「マカオ」・インド・ポルトガルに配置して

いるプロクラドールたちに対し、シナ・インド・ポルトガル・ローマにおいて日本イエズス会の負担で費される別の経費がある。⁽⁵⁵⁾このように、マカオ駐在を含め、各地に配置されている日本のプロクラドールの関係の経費は、日本イエズス会が負担した旨記述されている。

*

*

*

次に、プロクラドールが居住するコレジオ自体の経済運営とプロクラドールとの関りについて、少し触れておく。コレジオに居住・滞在する会員その他を養う経費の問題については、後述するので、ここではプロクラドールの職務との関係で必要な点のみ、若干記述するに留める。当初コレジオがまだ充分な固有のレンタを有する以前においては、コレジオに居住した会員の内一人は、院長が自ら受け取る喜捨、コレジオの有する家屋・店舗からの収入で養うことが定められていた。一人当たり年に四五タエルの額で、全部で五〇〇タエルに上った。他の一人については、プロクラドールが同じく五〇〇タエルを負担する。極秘裡に行われたインド貿易の収益がその財源であった。以上はコレジオの構成員の維持費であるが、コレジオにはその外、例えば日本に渡る会員が一時待機するとか、日本の迫害で追放されるなど、一時的な滞在者が相当数いた。これらの人々について、プロクラドールは、日本のかねの中から一人当たり年四五タエルの割で、滞在期間に応じて給与することが規定されていた。⁽⁵⁶⁾

右はヴァリニャーノの定めた規則であるが、恐らく一六一七年五月一日に、フランス・ヴィエイラが作成した規則では、次

のよう記されている。コレジオは未だ充分な固有のレンダを持たず、主として日本の資金で維持される有様であつて、そのような経済基盤のあり方には、コレジオとプロクラドールの双方に不満が生じていたので、総会長および日本管区顧問たちの意向に従つて、イエズス会に入会したディオゴ・ブランダンが日本管区に寄附した、リスボンに近いカルカヴェロスにあるレンダを、マカオのコレジオの財源と定めた。(このレンダの日本管区への寄附については、本国国王が承認した)。その他、日本管区がマカオに有した家屋・店舗からの収入もその財源とした。そしてプロクラドールは、これらのレンダをコレジオ固有のものとして管理する許りでなく、その増大に努めるよう義務付けられた。これらのレンダ(ブランダンの寄附とマカオに有する家屋・店舗)で不充分な場合は、日本管区長が然るべく善処した上で、どうしてもやむを得ないならば、プロクラドールは現地での喜捨で補わねばならない⁽⁵⁷⁾、と。すなわち、このヴィエイラの規定を先のヴァリニヤーの規則と比較すると、コレジオの経済基盤としては、インド貿易の代りにブランダンの寄附になるレンダが加わっている外は、基本的には同じであると言つてよい。ただ、経済基盤そのものについてではそうであつたとしても、その実際の経済運営については、院長が為すべきことについての記述がなくなり、専らプロクラドールのみが指令の対象になつてゐる。これなどは、経済活動の面でのプロクラドールの地位の向上の一つの現れとも言えようか。

さらにヴィエイラは同じ規則の中で、ブランダンの寄附になる文の記載通りに訳出・転記した。

キリスト教のマカオ駐在財務担当パレード(中)

レンダと、日本管区がマカオに持つレンダをコレジオの維持費に充てることは、国王がコレジオに充分なレンダを与えない間、および他のいかなる方法でもその維持が不可能な間のみのこととするよう命じた。すなわち、コレジオの維持に日本イエズス会のかねを充てるのは一時的なことと、はつきり規定したわけである。⁽⁵⁸⁾コレジオであるからには、独自に経済運営を行えるだけの充分なレンダを保有するのが当然であつて、それが達せられない間の措置として、日本管区のレンダを充当することが行われたわけである。そして現実に、コレジオは主として日本管区のレンダ等によって維持されたのであれば、プロクラドールがコレジオの経済運営の面で大きな役割を演ずるようになったのも、当然と言えよう。

六

前述の通り、プロクラドールは各種の帳簿類をつけることを義務付けられていたが、その一つとして、收支の全貌を明らかにする会計報告の作成が指示されていた。これらプロクラドールの帳簿・会計報告は多くは伝存していないが、次にプロクラドール・ボルジエスの就任初年度の会計報告を紹介し、検討を加えてみた。〔なお、收支の各事項に、便宜上原文には記されていない番号を付しておく。また、収入・支出の各項目の金額とその小計及び合計とは多少計算が合わない場合があるが、明らかに誤記と判定出来るものについてはこれを〔〕に入れて補正し、それ以外は、原文の記載通りに訳出・転記した。〕

〔一六一六年八月一日以後の、このマカオ・プロクラドール職

の収入と支出についてのパードレ・マノエル・ボルジエスの会計

報告。〔一六一七年、これらの会計報告が巡察師パードレ・フランシスコ・ヴィエイラの命令で送られた時において。

収 入

1、パードレ・マノエル・バレートが私にプロクラドール職を譲

つた時に、私に銀で渡した一七六四タエル六マスおよび金二カ
デアが第一の入金であつた。この「金二カデアは」銀で二一タ
エル三マス七コンドリンに価する。合計で――――――

○一七八五・九七〇

2、パードレ・マノエル・バレートの会計報告の外に、イルマン

・アンドレ・ピントの許に残っていた二六タエル二マス一コン
ドリンの入金があつた。

○〇二六・二一〇

3、管区長パードレがパードレ・ルイ・ゴメスの銀という名目で
私に渡した、五六五タエル五マス一コンドリンの入金がさらには
あつた。

○五六五・五一〇

4、巡察師パードレが私に渡した一六六タエル八マス三コンドリ
ンの入金がさらには
んの入金があつた。

○一六六・八三〇

5、私がミサの葡萄酒の小樽一個をシナ布教に売った売価、三九
タエル五マス八コンドリンの入金がさらには
あつた。

○〇三九・五八〇

6、同パードレの命令で、私が銀の聖盃一個を教会のもつと小さ
な聖盃とり換えたことによつて生じた重量差の、一〇タエル
六マス六コンドリンの入金がさらには
あつた。

○〇一〇・六六〇

二五九四・七六〇

7、このプロクラドール事務所にあつたシナ人一官からの寄託
金、三八三タエル九マス四コンドリンの入金がさらには
あつた。

これは、巡察師パードレの命令で私が消費した。

○三八三・九四〇

8、われわれがマラッカに持つていた僅かな陶器、およびそれ以
外のいくつかの品物と一緒に、われわれがゴアのコレジオに売
つた売価である四二タエルの入金がさらには
あつた。

○〇四一・〇〇〇

9、今年一年を通して、時折このプロクラドール事務所から私が
売つたいくつかの品物の売価である、二七タエル五マス九コン
ドリン六カイシャの入金がさらには
あつた。

○〇二七・五九六

10、聽訴官フランシスコ・ロペス・カラソが当地マカオでわれわ
れに寄託し、ゴアでわれわれから受け取るべく依頼した一〇〇
○パタカが、重量で相当した七二六タエル一マスの入金がさら
にあつた。

○七二六・一〇〇

11、当市の何人かの人々が、このコレジオを維持するために今年
われわれに銀を貸した貸付金の合計、一四三六タエル七マス七
コンドリン三カイシャの入金がさらには
あつた。

一四三六・七七三三〔マス〕

12、ミゲル・モンティロがわれわれに遺した遺産から私が受け取
つた、レアル貨一〇〇パルダオの入金がさらには
あつた。

○〇七三・〇〇〇

13、一件の負債を返済するために生糸細糸三籠を私が売った売価、二〇八タエル五マスの入金がさらについた。

○二〇八・五〇〇〔マ〕

14、今年日本に送られた金塊三個の代として、アントニオ・カルヴァーリョがわれわれに持つて来た銀を勘定したところ、剩余分が出たために、彼が私に渡したレアル貨一〇パルダオの入金がさらについた。

○〇〇七・三三〇

15、私が今年マリア・デ・バロスから時折いろいろな品物の形で受け取つた、五一タエル六マス五コンドリンの入金がさらについた。この品物は、マリア・デ・バロスがアルヴァロ・ロペスの負債からまかなかつて時折与えたものである。

○〇五・六五〇

五五五一・九四九

16、教会が日本に対して負つていた負債の勘定の結果、私が今年教会の上長のペードレから受け取つた、四一タエル四マス九コンドリンの入金がさらについた。

○〇四一・四九〇

17、ペードレ・アントニオ・デ・ソーザが日本から「来たカ」時に、私に渡した三タエル二マスの入金がさらについた。

○〇〇三・二〇〇

18、日本で死亡したアントニオ・カルヴァーリョがわれわれに遺した遺産から、私がアントニオ・ダ・フォンセカより受け取つた一〇タエル七マス五コンドリンの入金がさらについた。

○〇一〇・七五〇

19、私がマラッカのコレジオに藍色の綿布二包を売つた売価の二

キリスト教のマカオ駐在財務担当パレード(中)

三タエルの入金がさらについた。これは、同コレジオが当地に注文してきた或る品物を作るためであつた。

○〇二三・〇〇〇

20、巡察師ペードレに対する進物としてカンボジアから届いた、象牙一本と少量の蠟を私が売つた売価の一九タエル六マスの入金がさらについた。

○〇一九・六〇〇

21、ミニラからペードレ・ジョアン・ゴンサルヴェスの許に届いた、従僕二人の売却による銀として彼が私に渡した、六九タエル五マス九コンドリンの入金がさらについた。

○〇六九・五九〇

22、私がプロクラドール事務所に持つていた内から、コレジオに売つた長白衣用綿布一包と黒綿布四包の売価四七タエル二マス六コンドリンの入金がさらについた。綿布業者には、日本の負担ですぐに支払い済みである。

○〇四七・二六〇

23、ポルトガルの紙や、外地に行つたわれわれの同僚たちのために用意した船中の食糧の剩余分等、私がプロクラドール事務所からコレジオに時折売つた、いくつかの品から上つた、一二タエル八マス六コンドリンの入金がさらについた。

○〇一二・八六〇

五七七九・八九〇

24、今年インドからこの管区に届いた三七一一パタカの入金がさらについた。タエルに換算すると――――二七二〇・八九六

25、今年インドから管区長ペードレ宛てとして届いた、四三タエル九マス八コンドリンの入金がさらについた。これは運賃と税

金として支払われた六三パタカである。 ○〇四三・九八〇

26、何軒かの貸家と店舗の賃料内、今年私が徴収した三六七タエル三マス二コンドリンの入金がさらについた。

○三六七・三一〇

27、パードレ・ペドロ・マルケスがカンボジアに出発する際、巡察師パードレが彼に与えた四〇パルダオで、同パードレがカン

ボジアで買入れた蠟と米の形で、私が彼から受け取ったレアル貨四〇パルダオの入金がさらについた。 ○〇一九・三一〇

この収入は、以上明らかなように、合計八九四一タエル二マス一コンドリン半になる。

マノエル・ボルジェス。

先の収入からの支出。〔一六一六年八月一日に始まり、〔一六一七年八月末日に終る。

1、第一に、現在プロクラドール事務所に用いている小部屋と倉庫を整備するのに私が費した、四タエル五マス四コンドリンの支出があつた。

○〇四・五四〇

2、日本やセミナリオの補給のための綿布やその他の品物の代価、七二タエル一マス八コンドリンの支出がさらについた。これは、パードレ・マノエル・バレーントが日本のための去る市で購入して、日本の負担で広東から綿布業者^{カンガイ}の許に送つて来るよう命じていたものであつた。

○七二・一八〇

3、日本のための去る市で購入して、広東からわれわれの許に届

いた補給物資の運賃や税金として私が支払った、二七タエル四マス九コンドリンの支出がさらについた。 ○二七・四九〇

4、少量の絵画用絵具に要した一四シエラファインの支出がさらについた。これは、われわれの一イルマンが売却するためにインドから送つて来たもので、管区長パードレの命令で私が買った。タエルに換算すると―― ○〇六七・九〇〇

5、綿布等の補給の代価二三三タエル四マス四コンドリンの支出がさらについた。これは一六一七年のインドのための市と日本のための市で購入して、広東からわれわれの許に届いた。それは日本に送るためであり、事実送られた。 一三三・四四〇

6、生糸・綿布、その他日本に対する補給物資の運賃と税金として私が支払った、一〇一タエル七マス五コンドリンの支出がさらについた。これはインドのための去る市において購入し、広東からわれわれの許に届いた。

一〇一・七五〇

四四六・一九〇

7、生糸^{セイシ}・細糸^{サクシ}の代価としてペドロ・マルティンスに私が支払つた、一〇九二タエル六マスの支出がさらについた。この生糸はインドのための去る市で購入して、広東からもたらしたものであつた。その一部は掛買いであつた。さらに、インドから船が到着した際に、この同じ生糸についてわれわれが負つている負債を清算するために、私はヨングに一五〇九タエル九マス三コンドリンを支払つた。上記の額を合計すると――

二六〇二・五三〇

8、管区長パードレの命令で、私がパードレ・ジョアン・ダ・コ

スタに渡した三三六タエル五マスの支出がさうにあつた。これはレアル貨では五〇〇パルダオになる。シナ国内にいるわれわれの同僚パードレたちに送るためであつた。

〇三三六・五〇〇

9、私がソロルに送った金の鎖は、金塊一個当たり七五タエルの割
で、銀の価に換算して一四タエル二マス五コンドリンになり、
これも支出となつた。それを代価に捕われの従僕モッカティーヴオ一人がわれわ
れの許に來た。

10、コチンシナにいるわれわれの同僚たちを養うために、巡察師。

ハードレの命令で私が鋏で与えたリアル貨五〇ハルタオの支出がさうであつた。私はそれを、パードレ・フランシスコ・デ・

ピーナが同地に赴いた時に、彼に渡した。 ○〇三六・六五〇

11、コチンシナに行つた者たちのために、何らかの必需品を補給

するのに私が費したセタエルガマスセコンドリンの支出があら
にあつた。この支出から彼らで与えられたものの外で、補給食

糧やいくらかの船中の食糧を補給するのに、せうに「タエル」

マスの支出があつた。

12、巡察師パードレが、コチンシナ国王とカンボジア国王に進物

として送った繼子の反物とその他の品物の代価として私が支払った五タエル九マス一コソドリンの支出がさらにあつた。

〇〇〇五・九二〇

13、インドにいるペードレ・シケイラの許に送った、僅かな数の
ヴァエロニカ

キリスト面像と真珠貝のロザリオに費された——タルハマス七
コノドリノ半の支出があつた。

キリスト教のマカオ駐在財務担当ペレード(中)

〇〇一 · 八七五

三四五四〇八五

14、今年私が日本に送った金塊半個の代価四〇タエルの支出がさらについた。ミゲル・モンティロがわれわれに遺した遺産の残

余によつて私が喜捨を得たが、その価格で「金塊半個を日本に送つた」。その喜捨を私が受け取つた時、私はそれを全額収入に入れた。そのため、金塊半個が私に与えられた代價四〇タエルを、ここで支出に入れる。私はこの金を、三三タエル八マス三コンドリンで私が完表。一ードレから買つた別の金塊半個と一

緒に、日本に送った。これもまたここで支出に入れる。上述の

額は全部で 〇〇七三・八三〇

15、金塊三個に不足する分について、或る額の銀を私が附加した
が、その三三タエルの支出がどうてあつた。これは、『察師』。

レドレがインドのための去る市で購入し、広東から送らせたも

○○一一一・○○○

16、日本に今年行つたイエズス会の従僕たちのために、世俗の衣
服三つ(ズボン、シャツ、帽子)を貰ひ、うなづかの票(ヨコモリ)を要(ヨコモリ)り、ニンヒ

服を作った反物といぐらかの漂白した布が要した四〇エユル八
マス三コンドリンの支出があらにあつた。また、巡査師パード

レの命令によつてシナから來た同宿二人に二着の衣服が与えら

〇〇四〇・八三〇 れた。

17、濃紅色の絹の長袍六五着に要した一五八タルカマスニヨンドリン半の支出がざらてあつた。これは、アントニオ・フェレ

イラの船でわれわれが日本に送ったものである。

〇一五八・九三五

- 18、世俗人の衣服で日本に行つたわれわれの同僚たちのために、私が買った帽子六個と銅の帶何本かに要した八タエル四マスの支出がさらにはあった。
- 八・四〇〇
- 19、日本向けの装飾品六個の縁飾りと細工に要した二二一タエル四マスの支出がさらにはあった。これは、今年長崎の教会の暖簾として作られたものであった。
- 一二・四〇〇
- 20、様々な金箔品について私が支払った九タエル八マスの支出がさらにはあった。これは、日本に送るために私が金箔を命じたものである。
- 九・八〇〇
- 21、われわれが作った装飾六個のための台六個、聖ヨハネの聖福音の割板六個、金箔にすべき十字架六個に要した三タエル六マスの支出がさらにはあった。
- 三・六〇〇
- 22、私が命じて作らせた保存食品用の生姜のための砂糖を私が買った代価、一〇タエル四マス一コンドリンの支出がさらにはあった。
- 一〇・四一〇
- 23、様々な品の代価五一タエル七マス五コンドリンの支出がさらにはあった。すなわち、ロザリオ・守り袋・保存食品・刺繡等。
- これらは、アルヴァロ・ロペスがわれわれに負っている負債を差し引く形で、マリア・デ・バイロスが今年度々われわれに与えたものである。
- 五〇・七五〇
- 24、私が買った二八シエラファインの梨の砂糖煮に要した、三タエル三マス二コンドリンの支出がさらにはあった。
- 三・三一〇
- 25、われわれの訴訟に關して、様々な司法の役人に對して今年時折私が支払った七タエル一マス三コンドリンの支出がさらにはあった。
- 七・一三〇
- 26、パードレ・ルイ・ゴメスの銀という名目で、管区長パードレが私に渡した銀の高である五六五タエル五マス一コンドリンの支出がさらにはあった。この銀は、この会計報告の終り第七葉第二頁に見える通りに消費された。
- 五六五・五一〇
- 27、昨年ガリオタ船で日本に行つたイエズス会の同僚たちと同宿たちのための、船中の食糧を用意するために私が支払った四二タエル三マス六コンドリンの支出がさらにはあった。
- 四二・三六〇
- 28、上記と同じ時に私が頻繁に買った、その他の様々な品物に關して私が支払った一〇タエル二マス九コンドリンの支出があった。これらは、必要があるのでガリオタ船で日本に分配された。その中には、ガリオタ船の財貨を陸揚げするための、舟を借りること等に要した経費も入っている。
- 一〇・二九〇
- 四四九五・六五〇
- 29、巡察師パードレの命令でプロクラドール事務所で作られた、いくつかの品物の発送のために、今年日本に向けナウ船が出發する際に、私が買った様々な品物について私が支払った三九タエル六マス六コンドリンの支出がさらにはあった。すなわち、世俗の衣服一三着、船中の食糧の品品等。
- 三九・六六〇
- 30、海外からジャンク船が到着した際に、われわれがそのジャンク船に行くために、借りた舟に私が費した六タエル六〔マス〕

六コンドリンの支出がさらについた。 ○〇〇六・六六〇

31、このプロクラドール事務所において奉仕する同宿たちや従僕

たちが、今年同事務所の費えとなつた一五タエル五コンドリンの支出がさらについた。

○〇一五・〇五〇

32、すでに終つた年度の「巡察師の」命令に基づいて、また新たにそのことで巡察師パードレが与えた命令により、このプロクラドール事務所から今年彼に与えることになっている会計報告に即して、私が教会に与えた蠟一四ピコ半の代価一九〇タエル五マス七コンドリンの支出がさらについた。○一九〇・五七〇

33、インドから今年届いたリアル貨の重量が欠けていたことによる、二六タエル五マスの支出がさらについた。その内のいくつかが小さかつたからである。また銀の接吻牌^{カタマリ}が毀れ、それが欠けていたことによる一タエル六マス四コンドリンもそこに入る。 ○〇一六・五〇〇

34、空家^{カサス}の補修のための、石灰・木材・釘等に、今年私が費した一八タエル八マス七コンドリンの支出がさらについた。

○〇一八・八七〇

35、日本の教会のために必要な一冊の本を写すのに、私が支払つた一タエル五マス九コンドリンの支出がさらについた。

○〇一八・八七〇

36、今年〔六一七年〕印度からわれわれの許に届き、そして昨年ドン・ルイスの船で日本に送られた銀その他補給の品物の税金と運賃として、私が支払つた一六五タエル六マス七コンドリン

の支出がさらについた。その中には、巡察師パードレが昨年もたらした五〇〇タエルに対する運賃と税金も入つてゐる。これは、マラッカの税関で日本に支払うよう国王が命じている給付金のかねを、同地で受け取つたからである。

○一六五・六七〇

37、今年ナウ船が日本に向け出発する際に、日本の住人マルティン・デ・ゴヴェアとジョルジエ・バジリアンの代理人たちである、フランシスコ・カルヴァーリヨとアントニオ・ペレイラに私が支払つた、一六〇タエル六マス二コンドリンの支出がさらについた。マニラからわれわれを介して彼らに届いたその同額の銀は、彼ら「マルティン・デ・ゴヴェアとジョルジエ・バジリアン」のものであつた。それ「その額の銀」は、パードレ・カルロ・スピノラの手形により、当地で彼らの代理人たちに渡された。

○一六〇・六二〇

38、私がゴアのコレジオに支払つた一タエル四マス四コンドリンの支出がさらについた。パードレ・マノエル・バレートの時から「同コレジオに対し」負債を負つていたからである。

○〇〇一・四四〇

39、われわれの店舗に居住している何人かの職人に私が支払つた、九タエル八マス四コンドリンの支出がさらについた。店舗の賃貸料で負担することにして様々な工事をしてもらつたことについて、パードレ・バレー^トが彼らに負債を負つていたからである。「負債を」返済する時に「賃貸料を」差し引くことになつっていた。私はこれを収入の部に記入した。

○○○九・八四〇

40、現在或る負債の負担でセミナリオで奉仕している彫版工である日本人従僕モゾクに対し、私が支払った四タエルの支出がさらにはあった。この負債はイルマン・バブティスタが担当していた印刷について負う旨、パードレ・マノエル・バレートが覚書を残したものであった。

○○○四・○〇〇

41、コレジオの維持のためにわれわれに銀を貸していた何人かの人々に対し、インドから船が到着した際に私が支払った、六一六タエル六マスの支出がさらにはあった。 ○六二六・六〇〇

42、今年日本に行つた同宿たちに對し、海上で必要な衣服を補給するために欠くいくつかの品物について、私が支払った二タエルの支出がさらにはあった。 ○○○二・○〇〇

五七六四・二七〇

43、巡察師パードレの命令で、今年日本に行つた何人かの同宿に私が与えた、リアル貨六パルダオの支出がさらにはあった。これは六タエルである。 ○○○四・四四〇

44、巡察師パードレが、シナ人たちの船ヴィヤ便で当地からマニラに送つた何人かの書翰の従僕モゾクについて、私が支払った二パルダオの支出がさらにはあった。 ○○一・四八〇

六〇七〇・三一〇

45、インドからの船のカピタン・モールに綠島リヤ・ザンヂで饗ゼラハした晚餐について、日本の負担で費された六パルダオの支出がさらにはあった。タエルに換算すると―― ○〇〇四・四四〇

46、日本のために私が買った銀製の聖遺物匣レリカトリオ二個について、九マスの支出がさらにはあった。 ○〇〇〇・九〇〇

47、巡察師パードレの命令によって、何人かの同僚に私が銀で与えた二タエル一コンドリンの支出がさらにはあった。

○○○一・〇一〇

48、マニラにいるイルマン・バルタテロに送るために、白色の用箋四〇〇枚に要した一タエル七マス三コンドリンの支出がさらにはあった。

○○○一・七三〇

49、われわれの店舗について、インドから船が到着した際、シナ人たち——それら「の店舗の」賃貸料についてわれわれに對し負債を負つていた——に対する会計報告を作つた際、裁縫師の仕事やわれわれの家屋や店舗の補修、ナウ船の船室や配膳室等で働いた多くの日数の大工仕事について、われわれが負債を負つていることが分つた三五タエル四マスの支出がさらにはつた。 ○○三五・四〇〇

50、今年〔一六一七年八月末に終つた一三ヶ月の間に、今年セミナリオに滯在した同宿たちの扶養のために必要なものを補給したり、彼らが着用するための綿布その他の品物の補給で、セミナリオが費した二五五タエル二マスの支出がさらにはあった。

○一二五五・二一〇〇

51、今年〔一六一七年八月末に終つた一三ヶ月の間に、アンナ・カスター・ニヤに費した六六タエル七マス三コンドリンの支出がさらにはあった。それについて管区長パードレが与えた命令に従つて、彼女の扶養と家屋のために、毎月七パルダオ与えてきたものである。 ○〇六六・六三〇

52、私がプロクラドール職についた一六一六年八月一日に始まり、コレジオの年度が始まる一六一七年八月末に終る一三カ月の間、コレジオに滞在していた人々の扶養のために、コレジオに対し私が今年費した二八六六タエル六マス一コンドリン七カイシャの支出がさらについた。

二八六六・六一七

九〇〇三・五六七

この支出の合計は、それ「会計報告」から分るように、全部で九〇〇三タエル五マス六コンドリン七カイシャに上る。

この支出の合計額と先の収入の合計額とから、支出が収入を六一タエル三マス五コンドリン二カイシャ上廻ることが分る。この内、〔53〕綿布の綿布業者になお負っている負債の一八タエル六コンドリンが減額する。彼は、今年廣東において、コレジオに対する補給のために、われわれにそれを掛けで売った。私は、今年その「コレジオの」維持のために費したもののが会計報告の中に、その額と残余とを完全に記入した。これは三四タエル二マス九コンドリン二カイシャである。これが、今年私が時折受け取った銀の増価分であることは分っている。それについては、私はコレジオに対する補給に費したが、私が得たよりも高い価格でそのかねを使つた。その他何らかの才覚をした。

コレジオの維持のために費した、と私が言う上述の金額の外にも、次の支出があつた。〔54〕ペードレ・バルトロメウ・デ・シケイラが、同コレジオのために今年インドから補給物資を送るのに費した二六タエル五マス八コンドリン。〔55〕このコレジオから

キリストン教会のマカオ駐在財務担当ペードレ(中)

マラッカに叙品を受けに行つたわれわれの同僚たちに費された一一八タエル一マス三コンドリン。イルマン・ソアレスの追放により、すでに上述の額は減額している。〔56〕赴いた七人各々の船中の食糧のために、国王の商館において与えられる慣わしになつていた二八クルザド。これは、同ペードレ・バルトロメウ・デ・シケイラが、マラッカとゴアから私に送つて来て、現在このプロクラドール事務所にある会計報告から明らかに通りである。その銀は両方共、このプロクラドール事務所で行われる特別の帳簿記入において、コレジオが負つている負債であることが明らかに認められる。その会計においては、この凡てが明瞭に歴然と記入されている。したがつて、混乱を避けるために、私の支出の項にはそれは記入せず、私自身が費した銀のみ記入する。私は上述のコレジオに対し、上述の項で述べただけの額を費した。〔57〕合計して一六一六年八月一日から一六一七年の同月末迄に、コレジオが日本のために行なつた出費は、三二二一タエル三マス三コンドリン二カイシャであった。

58、この会計報告の先の収入の項二頁、加算項目第一において、一四三六タエル七マス七コンドリン三カイシャの収入があつた旨の記入が見られる。これは、当市の何人かの人々が、このコレジオの維持のために役立てようと思つてわれわれに貸与したかねを、私が受け取つたものである。この負債の内（この支出の項六頁、加算項目第六に見られるように）私はすでに六二六タエル六マスを返済した。残額は八一〇タエル一マス七コンドリン三カイシャである。これが、負債の帳簿に名が挙げてある人々に対し、なお

返済しなければならない額である。

日本のプロクラドール、パードレ・マノエル・ボルジエスは、寄託金の帳簿と上のこの帳簿の支出の項において、私の手許に届き、そして私の命令で費された何がしかの銀について言及している。それは、彼の会計報告が将来明確になり、支障の残らないものにするためである。私はここに以上のことを確認する。本日〔一〕六一七年八月三一日。

59、寄託金の帳簿の中で、何軒かの家屋を売った代価のセダ銀三五〇タエルと（パードレ・ルイ・ゴメスの、と称する）その他何がしかの銀の内から、私は〔一六一六年九月に、セダ銀四八二タエルをこのマカオの孤児たちに支払うよう命じた。われわれは彼らにこれだけの銀の負債があつた。さらにこの外にも、彼らに対する債務になつていて別の銀がある。それは、上述のプロクラドールの管理下にある文書から明らかになる通りである。

60、やはり何軒かの店舗を売つた代価のセダ銀一五〇タエルによって、車のための門の前に新しい店舗を作ること、日本他の家屋^{カザス}を補修すること、を私は命じた。また一人のシナ人医師の寄託金を、生糸を買うのに費すことを私は命じた。〔一六一七年五月のこのモンスーンで日本に送るためであつた。別の対策をわれわれが講ずることを代償に、上述の寄託金を費すことを許したのである。

61、（パードレ・ルイ・ゴメスの、と称する）セダ銀五六五タエル五マス一コンドリンは、一部は孤児たちに支払うために、一部はインドのモンスーンで廣東から届いた品物の運賃を支払うた

めに、一部は日本のモンスーンで日本に送るための金を買うために、そして喜捨にする何らかの些細なものを買うために、費された。本日〔一六一七年八月三一日。

マノエル・ボルジエス。

これらの会計報告のすべてに、巡察師パードレ・フランシスコ・ヴィエイラの署名がない。それらの原文には署名がなされているが、現在日本にあるからである。⁽⁶⁰⁾」

まず収入であるが、ボルジエスのプロクラドール就任初年度すなわち一六一六年八月一日から一七年八月末迄にプロクラドールの手許に入つた収入は、八九四一タエル二マス一コンドリン五カイシャであつた。その内訳であるが、大口から挙げると次の通りである。

24、インドから届いた二七二〇タエル八マス九コンドリン六カイシャ。

1、前任のプロクラドール、バレートから受け継いだ一七八五タエル九マス七コンドリン。

11、コレジオの維持費として何人かのマカオ住人から貸与を受けた一四三六タエル七マス七コンドリン三カイシャ。

10、ゴアで渡すべく、マカオで聽訴官フランシスコ・ロペス・カラソから寄託を受けた七二六タエル一マス。

3、パードレ・ルイ・ゴメスの銀という名目で、管区長から渡された五六五タエル五マス一コンドリン。

7、シナ人一官からの寄託金三八三タエル九マス四コンドリン。

26、貸家・店舗の賃貸料三六七タエル三マス二コンドリン。

13、生糸細糸三籠の売上げ二〇八タエル五マス。

4、巡察師から渡された一六六タエル八マス三コンドリン。

以上、上位九項目の収入の合計は八三六一タエル八マス四コンドリン九カイシャになり、これだけで全収入額の九三・五パーセント余に上る。この内10・7は寄託金、11は借入金であつて、収入といつても特異な性格を有する。右の寄託金についての詳細は不明である。貿易の仲介斡旋を行うための資金の寄託を受けたもの、と解するのが妥当であろうが、単なる送金の依頼をイエズス会が受けた、という可能性も皆無ではないであろう。

26の貸家・店舗についてであるが、「日本の不動産の目録」と題する記録に次のように見えている。

「日本〔管区〕」はさらに、このマカオ市に何軒かの家屋と何軒かの店舗を持つ。それらは賃貸に付され、日本に収入をもたらす。店舗は通常つねに賃貸に付されるが、家屋は常にではない。とくにモンスーンとモンスーンの間の時期はそうである。しかし、インドと日本の二つのモンスーンの時期には、通常賃貸に付されていいる。というのは、そこに見えているような各々の値段で賃貸に付され、その額が徴収されるからである。⁽⁶¹⁾」

右の記述から次のことが分る。一六一七年二月現在日本イエズス会は、マカオに家屋五軒と店舗三四軒を持つていた。家屋は、インドや日本から定期船が着港する時期には、通常全部賃貸に付されるが、年間通して常にそうだというわけではない。全部賃貸に付された場合は、年に四〇〇タエル六マス八コンドリン六カイシャ（＝五四六パルダオ四マス六コンドリン八カイシャ）の収入になる。

家屋は五軒で、その部屋は大きく、上階のある所と平屋建どちら成る。凡ての家屋が賃貸に付されている時は、大凡四〇〇タエル六マス八コンドリン六カイシャの収入になるが、これはリアル貨のパルダオで、五四六パルダオ四マス六コンドリン八カイシャに当る。

店舗は三四軒で、それらは凡て賃貸に付されており、大凡三七タエル九マスの収入になるが、これはリアル貨のパルダオで、五〇七パルダオ二マスに当る。

それ故、家屋と店舗を合せて、全部で年年七七二タエル五マスの収入となるが、これはリアル貨のパルダオで、一〇五四パルダオに当る。

これが、これら家屋と店舗から通常入る大凡の収入であろうが、多大の支障がある時には、常に六〇〇タエルに留まるであろう。一六一七年二月にこの記録と会計報告が作られた。

上述の家屋と店舗がある市の地域と街路、およびその各々が通常賃貸に付される値段は、日本のプロクラドールの帳簿に記載されている。というのは、そこに見えているような各々の値段で賃貸に付され、その額が徴収されるからである。

店舗は通常の場合常に全部賃貸に付され、三七一タエル九マス（＝五〇七パルダオ二マス）の収入になる。すなわち、家屋の方が全部賃貸に付された場合は、家屋・店舗の凡てから七七二タエル五マス八コンドリン六カイシャ（＝一〇五三パルダオ六マス六コ

ンドリン八カイシャ)の収入になつたわけであるが、そのような場合はむしろ稀であつたようである。先の会計報告に見える家屋・店舗の賃貸収入三六七タエル三マス二コンドリンの金額は、これとかなり食い違う。同じ会計報告支出の項60に見えるように、最近何軒かの店舗がセダ銀一五〇タエルで売却された、という。

「日本の不動産の目録」に記されている店舗三四軒というのは、一六一七年二月現在の数で、その後現会計年度が終る一七年八月末迄の間に何軒かの店舗が売却され、そのため当会計年度は賃貸収入が減少したこと、この年は偶家屋の賃貸収入が極端に少なかつたことなどが考えられるが、これだけでは満足な説明とは言えず、その詳細は不明である。

右に挙げた上位九項目の収入の内、商業収入は13の生糸三籠の売上げ二〇八タエル五マスだけであるが、今品物の売却による収入(5・8・9・13・19・20・22・23)の合計を出してみると、四二〇タエル三マス九コンドリン六カイシャである。さうに、い

ささか特殊なものとして、21に従僕一人をマニラで売却して得た六九タエル五マス九コンドリンが挙げてある点注目に値する。これも加えると、売却による収入は、全部で四八九タエル九マス八コンドリン六カイシャに上る。支出の項にも、後で触れるように、従僕を購入したと解しうる記載があり、日本イエズス会が人身売買をしたことが明確になる。従僕二人をマニラで売却して得た六九タエル五マス九コンドリンを受け取って、プロクラドールに取り次いだ人物として記載されているパードレ・ジョアン・ゴンサルヴェスは、一六〇八年から二〇年迄マカオのコレジオ

のプロクラドールをつとめた。⁽⁶²⁾恐らく、ゴンサルヴェスが介在して従僕一人がマニラに送られて売却され、その売価が銀の形でゴンサルヴェスの許に送られ、そしてそれが、プロクラドールのボルジエスに渡されたものであろう。

ところで、商業収入ということでは、恐らくこれに留まるものではなく、例えば上位九項目の大口収入の、24・1・3・4などは、商業収入かまたはそれを含む可能性が大きい。但し、最大口の24は、商業収入を含むかも知れないが、ポルトガル国王給付金・ローマ教皇給付金・インドにおける資産からの収入等も大きな部分を占めたことが考えられる。

次に支出であるが、九〇〇三タエル五マス六コンドリン七カイシャに、さうに54・55・56・59・60の支出を加算し、合計九九九〇タエル二マス七コンドリン七カイシャおよび二八クルザドに上る。

支出の内訳であるが、記載に不明確な点もあり、多少の疑問も残るが、以下いささか分析してみたい。純粹に日本以外のための支出としては、シナ布教向けの8、コチンシナ布教向けの10・11・12、インド向けの13、外部の者からの寄託金を返したという37・60、ゴアのコレジオに支払ったという38、マカオのセミナリオ関係の40・50、マニラ関係の44・48、アンナ・カスターニヤなる人物に関する51、を挙げることが出来るようである。合計すると八八二タエル二マス一コンドリン五カイシャである。(60については、金額の記載がないので省いた)。支出全体の中に占める割

合は、約八・八パーセントである。

そこで、直接間接日本に関するものと思われる、全体の九一パーセントを越える九一〇〇タエル余に上の支出についてであるが、商品の仕入れと思われるものは7・14・61であり、この内7・14の合計は二六七六タエル三マス六コンドリンである。61については記載の仕方が不明確であつて、ここで金額を挙げることは出来ないが、右の額を左程大きく修正するほどのものでないことは明らかである。この金額を、この当時の日本イエズス会の商業活動の規模と比べてみると、カルヴァーリヨの「弁駁書」に、一六一二・一四・一五の三年間における対日生糸貿易への投資額が一万〇六六六タエル、利益は三六七四タエルであった旨記されて⁽⁶³⁾いる。したがつて、会計報告に見える右の投資額は、いさざか少なすぎるくらいはあるものの、まず許容出来る範囲内と言うことが出来よう。日本関係の支出の内、商品の仕入れに向けられたのは、三分の一弱であつたことになる。

残り三分の二余の内、確実に日本教会向け補給物資購入のための支出と見られるものは、2・5・16・17・18・19・20・27・28・29・35・42・43・46であるが、この合計は六四七タエル二マス二コンドリン五カイシャである。外にも、マカオで使用したのかどうか不明の品物もあり、日本向け補給物資がこれで凡てであつたとも言えないであろうが、いずれにせよこれは余り大きな金額ではなかつた。日本教会で必要とした品物の内、マカオで購入して送るのは、日本で調達することが不可能な品に限られたからであろう。因に、恐らく日本向けではないと思われる——不確かな部

分も残すが——品物の購入等の項目としては、4・21・22・23・24・32・34・47を挙げることが出来ようが、その合計は三四七タエル四マス三コンドリンである。すなわち、前記日本向け物資と合せ、この類いの各種必要物資購入補給のための支出は、一〇〇〇タエル弱であつたことが分る。

品物ではないが、特異な買い物として従僕がある。9に記されているように、銀一四タエル二マス五コンドリン相当の金をソロルに送つて、従僕一人を入手している。「購入」という言葉はないが、そう解してよいであろう。「捕われの従僕」とあるので、自由を拘束された従僕のことであろう。先に触れた通り、従僕二人をマニラで六九タエル五マス九コンドリンの価で売却している。同じ従僕二人の売買であるが、売値と買値の間には大きな開きがある。しかし、この件については、これ以上詳しい事情を知ることは出来ない。いずれにせよ、日本イエズス会が金銭で人身売買を行なつていたことは、疑問の余地がない。⁽⁶⁴⁾

なおこの従僕についてであるが、プロクラドールの規則には、広東への使い、購入等のための使いの従僕一人、使いの従僕今一人、車での運搬・荷造り、船のために四、五人の奉仕の従僕と労役の従僕を抱えるのは避けられない、と見えている。⁽⁶⁵⁾すなわち、規則通り行なわれたとすれば、プロクラドール事務所には六、七人の従僕がいたことになる。

補給物資・商品等の輸送には、運賃・税を要する。3・6・36・61がその関係であるが、合計二九四タエル九マス一コンドリンである。61については、運賃の額としては不明故、加算しなかつ

た。

コレジオ滯在者に対する支出は52に見え、二八六六タエル六マス一コソンドリン七カイシャとある。本来コレジオに所属する会員は別だが、日本に渡つたり、日本から戻つたりする際一時コレジオに滞在する会員については、日本イエズス会がその経費を負担することになつてゐた。一六二一年一〇月一六日付マカオ発、マカオの聽訴官（ミゲル・ピニエイロ・ラヴァスコか）の国王フェリペ三世宛て書翰に、次のように記されている。

「当市には、さらにイエズス会パードレたちのコレジオが一つある。そこにはイルマンと司祭の両方で一〇〇人いる。ここにこれ程大勢いる理由は、日本の迫害のためであつて、そこにいたパードレたちが、今このコレジオにいるからである。しかし、かつては、同コレジオには通常司祭とイルマンの両方で四〇人の修道士がいたにすぎない。当市のこのコレジオは、私が得た情報によると、何らのレンダも有しない。というのは、六、七人のパードレを抱えるだけで、彼らは院長が喜捨で養つてゐるからである。というのは、このコレジオは、異教徒を改宗させ新しいキリスト教徒を教化するためにシナと日本に入る修道士たちの、依然セミナリオだからである。それ故、哲学や神学の学習を終えずに印度やヨーロッパからそこに来る者は、ここでそれを終える。また、彼らの布教地に入る前に、言語も習得する。したがつて、日本に入る者は、陛下が日本に与えたレンダ⁽⁶⁶⁾で養われ、シナに入る者は、陛下がシナに与えたレンダで養われる。」

この史料により、次の事実が分る。

一、コレジオ所属のパードレは六、七人にすぎず、これは院長が喜捨で養つてゐる。

二、コレジオ滯在者は、かつてはパードレ・イルマンの両方で通常四〇人であった。コレジオに所属する者以外は、学問と言語の学習を終えた後、日本・シナにいずれ入国する会員である。

三、日本に行く予定の者は日本教会のかねで、シナに入る予定の者はシナ教会のかねで、それぞれ養われる。

四、現在は、日本の迫害のため、滯在者はパードレ・イルマンの両方で一〇〇人に上る。

52の記載は、右の一・三・四の内容が関わつてくるが、このコレジオ滯在者に対する支出については、前述の通り、プロクラドールの規則に次のように規定されている。すなわち、居住者の内一人については院長が受ける喜捨、コレジオが有する家屋・店舗からの収入により養う。一人当たり年四五タエルとする。別的一人は、プロクラドールが商業収入により養う。同じく一人当たり年四五タエルとする。その他インドや日本から来た一時的な滞在者については、プロクラドールが日本のかねで、一人当たり年四五タエルの割で期間に応じて支給養うこと。以上の通りである。⁽⁶⁷⁾ 52は、右の最後の範疇に入る、日本出入国途中の一時的滯在者に対する支出のことであろう。このコレジオ滯在者の扶養の問題については、一六二一年四月二十五日付マカオ発、ガブリエル・デ・マトス（コレジオ院長⁽⁶⁸⁾）の総会長宛て書翰にも、次のように記述されている。

「われわれには、さらに別の悩みがある。すなわち、慣行とし

て、このコレジオの院長は八人を養うために、自らの才覚で三六〇クルザードを調達する義務がある。誰がこのような慣行を始めたのか、私は知らない。この司教位または院長職に課せられたこの負担金の故に——院長たちは常に不承不承その義務を果した——

何人かはそれを支払うために、外部から贈物として送られてきたチーズ・ハム・瓶入りの葡萄酒に値をつけ、この負担金を支払うことが出来るだけの会計処理をした。ここにいるその他の人々については、日本管区が養い、一人当たり四五クルザードの割で与える。今巡察師は次のように言っている。私「マトス」は私の才覚で上述の額を調達するだけでなく、もしも年度末に日本のプロクラドールが与えるだけで充分でなければ、コレジオ全体をも養わねばならない、と。多額の不足が生ずることは確かである。といふのは、各人に与えられる四五クルザードの中から、否その総額の中から、コレジオにいる七〇人の従僕モモも養われ、カーザが修繕され、宿泊者たちを受け入れ、そして喜捨が与えられるからである。しかも近年は海上に跋扈する多くの海賊のために、航海は少なく、喜捨を与えてくれる者は非常に乏しい。私は巡察師に言った。三六〇クルザードすら調達出来る自信がない、と。しかし、日本本のプロクラドールが、そんなに消費するわけにはゆかない、と彼に哀願するので、彼は如何ともしがたい。」

右の史料から、次の事実が分る。

一、院長には、コレジオに所属する八人を養う義務があり、そのため年に三六〇クルザードを調達せねばならなかつた。一人当たり四五クルザードになる。先に述べたように、プロクラドールの

キリストン教会のマカオ駐在財務担当パードレ(中)

規則にはこの点四五タエルとあるので、ここでタエルとクルザードが同一価値のものとして使用されていることが分る。

二、院長はこの三六〇クルザードの調達に難渋し、寄せられた贈物を売却したりした。

前述の通り、プロクラドールの規則には、院長はこのコレジオ所属の者を、喜捨やコレジオの有する家屋・店舗からの収入で養うよう定められていたが、ヴィエイラ作成の規則（一六一七年）によると、現実にはコレジオにはその種のレンドダがまだなかつたようである。⁽⁷⁰⁾前引一六二一年一〇月一六日付マカオの聴訴官の書翰にも、「この〔イエズス会〕コレジオは、私が得た情報によると、何らのレンドダも有しない」⁽⁷¹⁾と見えていた。なお先に記した、ボルジエスの会計報告の収入欄²⁶に見える貸家・店舗、「日本の不動産の目録」に記されている家屋・店舗は、いずれも日本イエズス会の資産であったので、ここでいうコレジオのレンダとして同院長が管理し、その収入となる家屋・店舗のことではないであろう。

三、それ以外の者については日本管区が養うことになつておった。三六〇クルザードすら調達出来る自信がない、と。しかし、日本本のプロクラドールが、そんなに消費するわけにはゆかない、とレンダで養われ、シナに入る者は、陛下がシナに与えたレンダで養われる。⁽⁷²⁾とあつた。右のマトスの書翰は、この点凡て日本管区が負担したように記されているが、それは、シナ・イエズス会は、一六二三年に準管区に昇格して一応日本から独立する迄は、日本イエズス会に従属する地位にあつたことによるも

のであるう。

四、コレジオには、この当時全部で七〇人の従僕がおり、これも、右の会員一人当り年四五タカルザドの割当て額の一部を割いて、養われた。

以上挙げたいくつかの史料は、一様に、コレジオにいる会員は一人当り年四五タエル（クルザド）の経費がかかったこと、コレジオ所属の会員以外の滞在者については、日本管区がその経費を負担し、その内日本に行く予定の会員とシナに入国する予定の会員とによって、それぞれ日本とシナが負担することになっていたことを明らかにする。52に見える二八六六タエル六マス一コンドリン七カイシャの支出は、このコレジオ所属者以外の滞在者について要した経費のことであろう。一人当り四五タエルであるから、約六四人分ということになる。この人数と経費の点については、「一六一六年八月三一日から一六三九年八月三一日に至る迄、日本管区が養った同管区に属する、マカオ・コレジオ滞在の修道士たち。年毎にこのコレジオにいた人数と上述の管区が彼らに費した金額を挙げる。本書の中で明らかにされているように、別勘定であった蠟については述べない」と題する記録があるが、それによると次の通りである。

年	修道士数	経費（タエル）
一六一六	六七（一人当り四五タエル）	三〇一五
一六一七	八三	三七三五
一六一八	四一	一八四五
一六一九	四五	二〇二五

右によると、一六一六年八月末日（ ⁷⁴ ）	一	六一〇	二	〇九四五
一六二〇	六〇	二七〇〇	二六五五	
一六二一	五九	三三〇〇	三三四〇	
一六二二	七二	二八六〇	二四二〇	
一六二三	六一三	二九一五	三〇一五	
一六二四	六一四	一九八〇	一九八〇	
一六二五	六一五	三〇九〇	三七四〇	
一六二六	六一六	二九一五	二九一五	
一六二七	六一七	三五二〇	三五二〇	
一六二八	六一八	四三四五	四三四五	
一六二九	六一九	四六二〇	四六二〇	
一六三〇	六二〇	三四六五	三四六五	
一六三一	六二一	三六八五	三六八五	
一六三二	六二二			
一六三三	六二三			
一六三四	六二四			
一六三五	六二五			
一六三六	六二六			
一六三七	六二七			
一六三八	六二八			
一六三九	六二九			
一六四〇	六三〇			
一六四一	六三一			
一六四二	六三二			
一六四三	六三三			
一六四四	六三四			
一六四五	六三五			
一六四六	六三六			
一六四七	六三七			
一六四八	六三八			
一六四九	六三九			
一六五〇	六四〇			
一六五一	六四一			
一六五二	六四二			
一六五三	六四三			
一六五四	六四四			
一六五五	六四五			
一六五六	六五〇			
一六五七	六五五			
一六五八	六六〇			
一六五九	六六五			
一六六〇	六七〇			

人数六七人、一人当り四五タエルで、合計三〇一五タエルの数値が見える。この点先の会計報告（一六一六年八月一日）一七年八月末日（一三ヶ月）52の二八六六タエル余（約六四人分）とは、

多少食い違う。なお、コレジオにいた会員の人数についてはシユッテ神父の研究⁽⁷⁵⁾があるが、右の表はその人数と一致していない。また、右の記録によると、一六二四年から一人当たりの経費が五五タエルに増額したことが分る。

次にセミナリオ関係の支出として、40・50に見えているものであるが、セミナリオで働く印刷関係の彫版工である「日本人従僕」の経費四タエル、および一六一六年八月一日から一七年八月末日迄の間にセミナリオに滞在した同宿たちを養うための経費二五五タエル二マス、合計二五九タエル二マスの出費があつた。これらを日本イエズス会のプロクラドールが支出したのは、その従僕と同宿が日本イエズス会関係の者であつたことによるものである。

次に、以上の支出とはいさか性格を異にするものとして、37

・60に見える支出が挙げられる。37は、日本にいるマルティン・デ・ゴヴェアとジョルジェ・バジリアンのかね一六〇タエル六マス二コンドリンを、マカオで二人の代理人、フランシスコ・カルヴァーリョとアントニオ・ペレイラに渡した。それだけのかねが、イエズス会を介してマニラから届いた。パードレ・スピノラ（長崎駐在プロクラドール）の手形により、そのかねがマカオで二人の代理人に渡された、というものである。これは、最も単純に考へると、日本においてゴヴェアとバジリアンの二人からスピノラに一六〇タエル六マス二コンドリン相当（これと同額か否かは不明であるが）の商品かかねが渡され、その引替えに右の金額の手形がスピノラから二人に与えられた。二人はその手形をマカ

オにいる代理人に送り、代理人はそれと引替えてプロクラドールから右の金額を受け取った、ということになるが、これは言わば最も単純に考えた場合の金銭授受であって、実際には、さらに第三・第四の商人も加わった広い取引関係の中での決済方法として、各地のプロクラドールの間での手形の授受が行われた、と考えられ、ことにこの場合マニラもからんでおり、日本＝マニラ＝マカオといった広域な商業圏における商品とかねの流れの中で、右のような手形決済・金銭授受が行われていったことが推定出来る。

60についてであるが、これは、シンナ人医師から寄託を受けていたかねを、一六一七年夏の対日輸出向けの生糸の仕入れに流用したものである。金額は不明である。シンナ人医師からかねが寄託された理由・目的については不明である。ここでイエズス会士による貿易の仲介斡旋が行なわれ、そのために寄託されたかねも知らない。とにかく、そのかねを対日生糸貿易のために流用してしまったわけである。なお、外部の者から託されたかねをイエズス会プロクラドールが自らの商業活動に流用した例については、本誌五三巻一号掲載の本稿（上）一四〇一七頁でも触れた。

次に、債務およびその返済について取り上げる。まず、債務関係の記載は、40・53・54・55・56・58・59に見えている。40では、セミナリオで働く彫版工である「日本人従僕」に対して支払った四タエルは、バレートの時に印刷事業（イルマン・バプティスタの担当）について負った負債からまかなわれたことが見えている。バレートが日本イエズス会関係の出版活動のために借金をして、

それを基金に、その後も印刷事業関係の支出がそこからまかなかれたものと考えてよいであろう。なお、この場合の借金の額は不明である。53では、広東において綿布業者から綿布二八タエル六コンドリン分を掛けで買ったことが記されている。ただし、これはコレジオへの補給のためであった。54では、バートロメウ・デ

・シケイラ（日本イエズス会のインド駐在プロクラドール⁽⁷⁶⁾）が、

コレジオのために二二六タエル五マス八コンドリン分の補給物資を、インドから送って来た。これもコレジオの負債とされた。55・56では、コレジオから七人の会員が、マラッカに叙品を受けに行くについて要した一一八タエル一マス三コンドリン、およびその場合の船中食糧を用意するのに費した二八クルザド、この両方がこれまでコレジオの負債とされた。58では、マカオの何人かの人々が、コレジオの維持費として貸与した一四三六タエル七マス七コンドリン三カイシャ——収入の項11で触れた——の内、六二六タエル六マスを返済したので、現在八一〇タエル一マス七コンドリン三カイシャの債務が残っている、というものである。59は、一六一六年九月にセダ銀四八二タエルを返済した後も、なお日本イエズス会の、マカオの孤児たち（の基金）に対する負債が残っていたことを伝えているが、その金額は不明である。もつともこの点については、61にも、孤児たちにかねを返済したことなどが記されているが、その返済額は不明である。これを以つて孤児たちに対する負債が完済されたのかどうかは、明らかでない。

以上、プロクラドール担当分の本会計年度の負債としては、右

の合計一一九七タエル四マス八コンドリン三カイシャおよび二八クルザドに上ったことが分る。もつとも、右の記述から明らかに、この負債はいずれもコレジオが負ったものであった。この点、日本イエズス会の会計とコレジオの会計とは、明確に区別し難い面があったようである。

次に、負債の返済がどのように行われたかについて見てみる。

7・38・39・41・58・59・61の記載がこれに当る。7であるが、これは次のような意味であろう。全部で二六〇二タエル五マス三コンドリン分の生糸を広東で仕入れた内、ペドロ・マルティンスに一〇九二タエル六マス支払った。ペドロ・マルティンスとは、『教商』ペドロ・マルティンス・ガイオのことであろう。生糸を

広東で仕入れるに当り、マルティンスがそれに関わったことが判明する。残余の一五〇九タエル九マス三コンドリン分の生糸は掛け買い、そしてインドから船が着いた時——恐らく一六一七年夏——ヨングなる者にこれだけの額を支払って、この分の清算を行なった、ということは、その船によってマカオにもたらされた資金によって、返済が行なわれた、という意味であろう。すなわち、仕入れ価値の五八パーセント余に当る一五〇九タエル九マス三コンドリン分については、掛け買いをして、インドからの船で届いたかねでそれを清算した、と解していいようである。38は、前任プロクラドール・バレートの時に、ゴア・コレジオから借りた一タエル四マス四コンドリンを返済したことを伝えている。39であるが、これは、バレートの在職中に、イエズス会がマカオに

有する店舗に居住する店子の職人たちに対し工事を依頼し、言

わばその店舗の賃貸料を担保にして、この工事費を延べ払いにし

た。今ひこで九タエル八マス四コハニドリンを彼らに支払へてその

負債を清算したが、その返済は、店舗については夫々の賃貸料を

工事費の分だけ差し引く形で行なわれた、という意味であつた。

41・58により、次の事実が分る。コレジオの維持費として何人か

から一回三六タエル七マス七コハニドリン三カイシヤを借りていた

が、インドから船が着いた際に、この内六一六タエル六マスを返

済した。したがって、なお残った負債は、八一〇タエル一マス七

コハニドリン三カイシヤであった。返済した六一六タエル六マス

は、インドからの船でもだらわれたイエズス会の資金からまかな

われたことは、間違返もない。なお、借り入れた一回三六タエル

七マス七コハニドリン三カイシヤは、前述の通り、同じ会計報告収

入の項11に見えており、借り入れたのが当会計年度内のことであ

ったことが分る。59・61により、孤児たちの基金から借用してい

た負債の内、一六一六年九月にセダ銀四八二タエルを返済したこ

と、及びその後さらに追加返済したことが分る。これによつて孤

児の基金からの借金が完済されたか否かは不明である。

以上、当会計年度内に負債を返済した合計額は、一六一九年

ル八マス一コハニドリンである。返済した負債の中には、この会計

年度内に借りたものも、それ以前に借り入れた負債もあり、それが

あるのである。

註

(1) 「規則」九項。Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, ff. 10

v., 11. (東大史料編纂所蔵複製写真。以下同)。規則『イニシ

ベ等日本』「若波書店」一九八一年六〇八・六〇九頁。

(2) 「規則」111項。Ajuda, 49-IV-66, f. 11v. 『イニシベ等日本』「日本」一、六一〇頁。

(3) 「規則」111項。Ajuda, 49-IV-66, f. 11v. 『イニシベ等日本』一、六一〇頁。

(4) 「規則」111・1111項。Ajuda, 49-IV-66, f. 12. 『イニシベ等日本』一、六一〇頁。

(5) 「規則」19項。Ajuda, 49-IV-66, ff. 11v., 12. 『イニシベ等日本』一、六一〇頁。

(6) 「規則」111項。Ajuda, 49-IV-66, f. 12. 『イニシベ等日本』一、六一一・六一三頁。

(7) 此處駐在プロクハニールが、帳簿記載の上ドリガルの『会計報告を利用したことでは、拙著『キリスト教の歴史』岩波書店、一九七七年、五二五・五二六頁で触れた。

(8) Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 14-II, f. 233.

(9) Jap. Sin. 14-II, f. 233. J. F. Schütte, Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia, Romae, 1968, p. 1027.

(10) Jap. Sin. 14-II, ff. 229, 233v.

(11) 「規則」11項。Ajuda, 49-IV-66, f. 10. 『イニシベ等日本』一、六〇九頁。

(12) 「規則」九項。Ajuda, 49-IV-66, ff. 10v., 11. 『イニシベ等日本』一、六〇八頁。

- (13) 「観音」 1|長印。 Ajuda, 49-IV-66, f. 12v. 『トニシタマシ』
日本 1' 長 1 国印。
- (14) 「観音」 1|印。 Ajuda, 49-IV-66, f. 10. 『トニシタマシ』
本 1' 長〇長印。
- (15) 「観音」 1|七印。 Ajuda, 49-IV-66, f. 12v. 『トニシタマシ』
日本 1' 長 1 国印。
- (16) 「観音」 1|印。 Ajuda, 49-IV-66, f. 10. 『トニシタマシ』
本 1' 長〇長印。
- (17) 「観音」 (カニヒヤハ) 七印。 Ajuda, 49-IV-66, f. 14v. 『トニシタマシ』
日本 1' 長 1〇印。
- (18) 「観音」 (カニヒヤハ) 1〇印。 Ajuda, 49-IV-66, f. 14v.
『トニシタマシ』 1' 長 1〇印。
- (19) 「観音」 (カニヒヤハ) 1|印。 Ajuda, 49-IV-66, f. 15.
- 『トニシタマシ』 1' 長 1〇印。
- (20) 「観音」 (カニヒヤハ) 1|印。 Ajuda, 49-IV-66, f. 15. 『トニシタマシ』
日本 1' 長 1〇印。
- (21) 「観音」 1|印。 Ajuda, 49-IV-66, f. 11v. 『トニシタマシ』
日本 1' 長 1〇・長 1 国印。
- (22) 「観音」 1|印。 Ajuda, 49-IV-66, f. 11v. 『トニシタマシ』
日本 1' 長 1 1〇印。
- (23) 「観音」 (カニヒヤハ) 1|印。 Ajuda, 49-IV-66, f. 13. 『トニシタマシ』
日本 1' 長 1 長印。
- (24) 「観音」 (カニヒヤハ) 1|印。 Ajuda, 49-IV-66, f. 13. 『トニシタマシ』
日本 1' 長 1 長印。
- (25) 「観音」 (カニヒヤハ) 1|七印。 Ajuda, 49-IV-66, f. 13. 『トニシタマシ』
日本 1' 長 1 長印。
- (26) Jap. Sin. 14-II, f. 220v.
- (27) Jap. Sin. 14-II, f. 219, 219v.
- (28) Jap. Sin. 14-II, f. 230a.
- (29) Jap. Sin. 14-II, f. 230cv.
- (30) Jap. Sin. 14-II, f. 230cv.
- (31) 例 ミツ 1' 長〇国印 1' 国印 1' 国印 1' 長印。 カトニリヤー
ノの縦幅最狭左端に書翰にて「御靈ノ御心の日本ノアロクハ
一ノドモヘ、ルの未覺にモヘテ日本ノノハシナセ松原
御大山山根ノハニシニテ、一ノシナ・ムケル・ハトムケル」 (Jap. Sin.
14-I, f. 154.) ジテ、日本ノアロクハニシナ・ハトムケルが、
ハニシナキの故終ニテ置キモヘタニル也。長持ニ。
- (32) Jap. Sin. 14-II, f. 230d.
- (33) Jap. Sin. 9-II, ff. 167v., 302v. 『トニシタマシ』 1'
1|七印。
- (34) Archivum Romanum Societatis Iesu, Goa 32, f. 584.
- (35) Goa 32, f. 587. 『トニシタマシ』 1' 1|九・1九〇
印。
- (36) J. F. Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, Ro-
mae, 1975, p. 1291.
- (37) Jap. Sin. 35, ff. 129v.-131. 『トニシタマシ』 1' 国
印 1' 国 1〇印。
- (38) Jap. Sin. 12-II, f. 224. J. F. Schütte, Introductio, p.
164.
- (39) Jap. Sin. 17, f. 154v. 『トニシタマシ』 1' 国 1|印。
- (40) J. F. Schütte, Monumenta, p. 1266.
- (41) Ibid., p. 1323.
- (42) 黑瓶『トニシタマシ』 1' 長 1|印。
- (43) J. F. Schütte, Monumenta, p. 1232.

- (44) Jap. Sin. 17, f. 281, 281v. M. Cooper, Rodrigues the Interpreter, New York, 1974, pp. 323, 324.
- (45) J.F. Schütte, Monumenta, p. 1283.
- (46) Ibid., p. 1218.
- (47) Jap. Sin. 18-I, f. 40.
- (48) 瑞穂「キニシタハ教宗の貿易通商——カオ=長崎間以外の貿易ノルト——」(『キニシタハ研究』)八) 一九〇~一九一頁。
- (49) Jap. Sin. 18-I, f. 1v.
- (50) J.F. Schütte, Monumenta, pp. 1015, 1322.
- (51) Jap. Sin. 34, f. 161v. 『ヘンズケイヒ日本』一、五七四頁。
- (52) Jap. Sin. 34, f. 161v. 『ヘンズケイヒ日本』一、五七四・五
十頁。
- (53) Jap. Sin. 34, f. 161v. 『ヘンズケイヒ日本』一、五七五頁。
- (54) Jap. Sin. 14-II, f. 230cv.
- (55) Jap. Sin. 14-I, f. 131v.
- (56) 「瑞穂」一、四頁。Ajuda, 49-IV-66, f. 12, 12v. 『ヘンズケイヒ日本』一、大一三頁。
- (57) 「瑞穂」(カーヘル) 一、大一三頁。Ajuda, 49-IV-66, ff. 13v., 14. 『ヘンズケイヒ日本』一、大一八頁。
- (58) 「瑞穂」(カーヘル) 四頁。Ajuda, 49-IV-66, f. 14. 『ヘンズケイヒ日本』一、大一八・大一九頁。
- (59) 瑞穂は buticas (boticas) である。ルネサンス時代の貿易施設の意味である。事實一、大一五、一、二、四頁在、マカオのイニシエラルノルトは、その地位に於ける歴史 botica がおいたアルモロ (J. Caetano Soares, Macau e a Assistência, Lisboa, 1950, pp. 28~32, 167~170)。つまづ、ルネサンス時代は後ド真元。

(60) Ajuda, 49-V-7, ff. 101~108. (東大史料編纂所蔵複製印真元)。

(61) Ajuda, 49-IV-66, ff. 95v., 96. (東大史料編纂所蔵複製印真元)。

(62) J.F. Schütte, Monumenta, p. 1185.

(63) V. Carvalho, Apologia, núms. 31, 32. Biblioteca Nazionale Centrale Vittorio Emanuele II, Fondo Gesuitico 1469. 瑞穂『キニシタハ基督教の研究』KO11頁。

(64) 新豊日本における人身売買に対する教会の反対には、同教ペテロ・マルティンスは日本駐在中に、破壊罪をめぐるこれを厳禁し、やがてにその直後の一五九八年九月四日長崎において、同教セルケイラおよび巡察頭ガリリヤー・準管区長アメスコト重立ったイニグスス余士が出席した協議会が開かれ、やがておこり、先の同教マルティンスの禁令を再確認した布告をセルケイラが発表を命じたを決議してこ。⁶⁰ (Real Academia de la Historia, Cortes 566, f. 273, 273v. 西本政知『十六世纪日欧交通史の研究』原書房、昭和四九年、七四三・七四六頁。柳田利夫「キニシタハ基督教の非人間日本人」⁶¹ (『史学』四九、一) 九二・九三・一〇五頁)。これが、主としてカルトガル商人による人身売買を禁止するのを田舎じしたものと解してよいが、同教ヒンズス余士が右のよつた決定をしたにもかかわらず、その日本イニグスス余士が、じんじ金錢による従僕の売買を行なったことが確認出来、重大な意味を持つ。

たが、田本イニダスの従僕(小指)といつては次の文獻があらわす。柳田利夫、同上(『史学』四八・四)111~119頁。

回^四、九〇~九七頁。五野井隆史『徳三初期キニシタノ史研究』^{十三}弘文館、昭和五八年、1110・1111頁。

(65) 「賤貳」五・六頃。Ajuda, 49-IV-66, f. 10, 10v. 『マニカス
ルヌ日本』1~110頁。

(66) Boletim do Arquivo Histórico Colonial, 1, p. 283.

(67) 「賤貳」1111頁。Ajuda, 49-IV-66, f. 12, 12v. 『マニカス
ルヌ日本』1~111頁。

(68) 袋(33)。

(69) Jap. Sin. 17, f. 281.

(70) 袋(55) (55)。

(71) 袋(55)。

(72) 袋(55)。

(73) J. F. Scütte, Monumenta, pp. 1015, 1322.

(74) Ajuda, 49-IV-66, f. 43. (東大史森編纂所蔵複製)^レ。

M. Cooper, op. cit., p. 323.

(75) J. F. Schütte, Introductio, pp. 383~386.

(76) J. F. Schütte, Monumenta, p. 1299.

(77) 瑞穂「サニハタハサギノミツコニシテ」(『日本
輪志記』111)。